職員の給与等に関する報告及び勧告

令和８年１０月

宮崎県人事委員会

㊨

宮人委職第１０９０号

令和８年１０月７日

宮崎県議会議長　外　山　　衛　殿

宮崎県知事　河　野　俊　嗣　殿

宮崎県人事委員会

委員長　桑　山　秀　彦

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第８条、第１４条及び第２６条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第１のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第２のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目　　次

別紙第１　報　　告 ･･･ 1

Ⅰ　職員の給与について

１　給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方 ･････････ 1

２　職員の給与の状況 ･･･ 2

３　民間の給与の状況 ･･･ 4

４　職員給与と民間給与との比較 ･･････････････････････････････ 7

５　国家公務員及び他の都道府県職員との給与比較 ･･････････････ 8

６　物価・生計費 ･･･ 9

７　国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告 ･････････ 9

８　本年の給与の改定 ･･･ 10

９　給与制度に関するその他の事項 ･････････････････････････････ 14

Ⅱ　公務運営の改善について

１　人材の確保・育成 ･･･ 18

２　女性職員の活躍推進 ･･････････････････････････････････････ 20

３　障がい者雇用の推進 ･･････････････････････････････････････ 21

４　定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用 ･･････ 21

５　時代に即した働き方と魅力ある勤務環境の整備 ･･････････････ 22

６　会計年度任用職員制度の適正な運用 ･････････････････････････ 33

７　信頼の確保 ･･ 33

Ⅲ　勧告実施の要請 ･･ 34

別紙第２　勧　　告 ･･ 35

別添１
国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告 ･･････････････ 67

別添２
参考資料 ･･･ 73

１　職員給与関係資料 ･･･ 76

２　民間給与関係資料 ･･･ 116

３　生計費及び物価指数 ･･･････････････････････････････････････ 130

別紙第１

報　　告

本委員会は、地方公務員法の定めるところにより、人事行政の専門・中立機関として、人事行政に関する事項及び給与、勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究を行い、給与等に関する報告及び勧告を行ってきている。

本年においても、職員の給与及び公務運営上の諸課題について検討を行ったので、その検討結果の概要を次のとおり報告する。

Ⅰ　職員の給与について

１　給与勧告の意義と職員の給与決定の基本的な考え方

給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。また、給与勧告を通し、適正な給与を確保することは、人材の確保や労使関係の安定を図り、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるとともに、職員の給与について、県民の理解と納得を得ることにもつながっているものと考える。

職員の給与については、地方公務員法の規定により、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定める」こととされている（均衡の原則）。このため、本委員会は、実地に調査した民間事業の従事者の給与をはじめ、国や他の地方公共団体の職員の給与等を総合的に考慮して、給与水準の改定や給与制度の見直しを行ってきた。

今後とも、職員の給与決定に当たっては、このような考え方に基づき検討を行っていくことが必要である。

2　職員の給与の状況

この報告の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「市町村立学校給与条例」という。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第１号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）であり、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職又は特定任期付職員の給料表の適用を受けている。

これらの職員について、本委員会は令和８年４月１日現在で「令和８年県職員給与等実態調査」を実施した。職員及びそのうちの行政職給料表適用職員（以下「行政職員」という。）の給与の状況については、別添２参考資料のとおりであり、その主な調査結果は、表１のとおりである。

表１　令和８年県職員給与等実態調査の概要

給料表の区分	職員数	平均年齢	性別人員構成比		学歴別人員構成比			
			男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
	人	歳	%	%	%	%	%	%
全　職　員	14,316	41.4	58.6	41.4	81.4	5.2	13.0	0.4
うち行政職員	4,123	40.6	68.3	31.7	73.3	2.3	23.3	1.1

※１　「行政職員」とは、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用を受ける職員のことである。
※２　学歴区分は、給与決定上の学歴である。

給料表の区分	平均給与月額	給料の月額	扶養手当	地域手当	管理職手当	住居手当	その他
	円	円	円	円	円	円	円
全　職　員	396,919	369,461	10,218	482	5,484	8,071	3,202
うち行政職員	362,382	335,960	9,748	916	6,528	8,293	937

※１　「その他」は、初任給調整手当、特地勤務手当、へき地手当及び単身赴任手当（基礎額）の合計額である。
※２　各欄の計は、四捨五入の関係で必ずしも平均給与月額とは一致しない。

＊　定年が段階的に引き上げられることに伴い、給与条例附則第17項及び市町村立学校給与条例附則第13項により給料の月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、平均給与月額や人数、平均年齢等は、各項により給料の月額が決定される職員を除いて算出している。

なお、本県においては、平成18年度の「給与構造改革」や平成27年度の「給与制度の総合的見直し」に基づき、国に準じて、民間賃金水準の低い地域の実情をより反映させるための給料表水準の引下げをはじめとした給与制度全般にわたる見直しを行ってきた。あわせて、近年は平均年齢の低下に起因して、職員の平均給与月額が年々下降していたが、令和７年度以降は、人材確保の困難性等を踏まえ、初任給・若年層の水準を大幅に引き上げた「給与制度のアップデート」の影響により増加している。

表２　職員の平均給与月額の推移

		H18	H19	H20	H21	H22	H23
全　職　員	平均給与月額(円)	407,584	404,040	401,499	398,150	394,896	394,537
	平均年齢（歳）	42.0	42.4	42.7	42.9	43.0	43.3
うち行政職員	平均給与月額(円)	388,034	383,353	380,216	374,886	368,770	368,296
	平均年齢（歳）	42.6	43.0	43.2	43.2	42.9	43.2

		H24	H25	H26	H27	H28	H29
全　職　員	平均給与月額(円)	392,808	391,276	390,221	387,609	387,060	384,677
	平均年齢（歳）	43.5	43.6	43.7	43.8	43.8	43.7
うち行政職員	平均給与月額(円)	365,004	362,686	360,124	356,409	355,175	352,973
	平均年齢（歳）	43.1	43.2	43.0	42.9	42.8	42.7

		H30	H31	R２	R３	R４	R５
全　職　員	平均給与月額(円)	382,350	380,226	377,688	375,628	373,514	372,326
	平均年齢（歳）	43.4	43.2	43.0	42.8	42.5	42.2
うち行政職員	平均給与月額(円)	351,508	349,127	347,110	344,462	342,692	341,762
	平均年齢（歳）	42.6	42.3	42.2	41.9	41.7	41.5

		R６	R７	R８
全　職　員	平均給与月額(円)	374,222	383,865	396,919
	平均年齢（歳）	41.9	41.6	41.4
うち行政職員	平均給与月額(円)	342,910	351,643	362,382
	平均年齢（歳）	41.1	40.8	40.6

※１　平均給与月額とは、給料の月額、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、その他の合計である。
※２　各年とも４月１日現在の数値である。

３　民間の給与の状況

本委員会は、人事院と共同して、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所317事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した118事業所を対象（うち調査実施事業所数は112事業所）として「令和８年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務に類似すると認められる職務に従事する従業員について、役職段階、学歴、年齢、本年４月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、事業所単位に給与改定の状況、諸手当及び特別給（ボーナス）の支給状況等について調査した。

民間給与の状況については、別添２参考資料のとおりであり、その主な調査結果は次のとおりである。

［初任給の状況］

新規学卒者の採用を行った事業所の割合及び新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、表３に示すとおりである。

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で19.5％（昨年20.7％）、高校卒で22.0％（同26.3％）となっており、昨年に比べ減少している。

初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で68.7％（昨年81.4％）、高校卒で77.5％（同92.9％）と昨年に比べ減少している一方、初任給の平均額は、大学卒で222,131円（昨年212,015円）、高校卒で194,412円（昨年176,017円）と昨年に比べ増加している。

表３　民間における初任給の改定状況等

項目／学歴	新規学卒者の採用を行った事業所の割合					初任給の平均額
	採用あり	初任給の改定状況			採用なし	
		増額	据置き	減額		
	%	%	%	%	%	円
大学卒	19.5	(68.7)	(31.3)	(0.0)	80.5	222,131
高校卒	22.0	(77.5)	(22.5)	(0.0)	78.0	194,412

※　（　）内は、採用がある事業所を100とした割合である。

［給与改定の状況］

表４に示すとおり、係員（上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の従業員をいう。以下同じ。）について、ベースアップを実施した事業所の割合は69.7％で昨年（50.8％）に比べ増加している。

表４　民間における給与改定の状況

項目／役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
	%	%	%	%
係　員	69.7	0.0	0.0	30.3
課長級	67.3	0.0	0.0	32.7

また、表５に示すとおり、係員について、定期的に行われている昇給を実施した事業所の割合は86.2％と昨年（90.6％）に比べ、やや減少しているものの、９割弱の民間事業所で定期昇給が実施されている。

昇給額については、昨年より増額となっている事業所の割合は29.2％と昨年（44.3％）に比べ減少しているが、減額となっている事業所の割合も5.6％と昨年（7.8％）に比べ減少している。

表５　民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給制度あり	定期昇給実施	増額	減額	変化なし	定期昇給停止	定期昇給制度なし
	%	%	%	%	%	%	%
係　員	86.2	86.2	29.2	5.6	51.4	0.0	13.8
課長級	81.9	81.2	28.4	3.8	49.0	0.8	18.1

※１　ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
※２ 各欄の計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

［特別給の支給状況］

昨年８月から本年７月までの１年間において、民間事業所で支払われた所定内給与月額に対する特別給（ボーナス）の支給割合は、表６に示すとおり4.69月分に相当している。

表６　民間における特別給の支給状況

項	目	金　額　等
平均所定内給与月額	下半期（Ａ１）	３４１,６７６円
	上半期（Ａ２）	３５０,３０４円
特別給の支給額	下半期（Ｂ１）	７９６,０２１円
	上半期（Ｂ２）	８２８,４９０円
特別給の支給割合	下半期（Ｂ１／Ａ１）	２．３３月分
	上半期（Ｂ２／Ａ２）	２．３７月分
	年　間　計	４．６９月分

※1 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは同年2月から同年7月までの期間をいう。
※2 所定内給与月額は、特別給の支給された月の決まって支給する給与の支給総額から時間外手当総額を除いた額である。

４　職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

職員と民間との給与比較について、本委員会は、前記２の「令和８年県職員給与等実態調査」及び前記３の「令和８年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては行政職員、民間においてはこれと類似すると認められる職種の従業員について、役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の４月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、表７に示すとおり、職員の給与が民間給与を11,148円（3.06％）下回っている。

表７　職員給与と民間給与との較差

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A－B） $\left(\frac{(A-B)}{B}\times 100\right)$
３７５,５０１円	３６４,３５３円	１１,１４８円 （３.０６％）

※１　ラスパイレス方式による比較
※２　民間、職員ともに、本年度の新規採用者は含まれていない。

なお、職員と民間との比較に当たって使用した給与種目は、表８のとおりである。

表８　公民比較における比較給与種目

民間給与	職員給与
きまって支給する給与（※１）から時間外手当（※２）及び通勤手当を除いたもの	給料の月額（給料の調整額を含む。）、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当、へき地手当及びへき地手当に準ずる手当

※１　職種別民間給与実態調査における「きまって支給する給与」をいい、基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当等名称のいかんを問わず月ごとに支給される全ての給与をいう。

※２　職種別民間給与実態調査における「時間外手当」をいい、超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当をいう。

(2) 特別給

職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は4.65月であり、前述した民間の支給割合4.69月分を下回っている。

5　国家公務員及び他の都道府県職員との給与比較

国家公務員と地方公務員との給与水準の比較については、諸手当を含まず、給料月額を学歴や経験年数を揃えてラスパイレス比較をする方式が定着している。

この方式によると、表９のとおり、国家公務員の俸給月額を100とした場合の本県行政職員の指数は97.6と、2.4ポイント低い。

また、当該指数の都道府県の平均は99.7であり、本県は2.1ポイント低い状況となっている。

表９　都道府県のラスパイレス指数の状況

（令和７年４月１日現在）

宮　崎　県	９７．６

都道府県平均指数	９９．７

指数分布区分	都道府県数
１０２以上	０
１００以上　１０２未満	１７
９８以上　１００未満	２４
９６以上　９８未満	６
９６未満	０

国	１００．０

※１　令和７年地方公務員給与実態調査（総務省）より作成したものである。

※２「ラスパイレス指数」とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

次に、全国の国家公務員と職員の平均給与月額（単純平均）を比較したところ、表10のとおりとなっている。

なお、国家公務員との給与水準比較については、公民較差の算定の手法により、県内の国家公務員の給与（諸手当を含む。）と比較する方法も考えられるが、比較対象数が少ない等の様々な課題がある。

表10　職員と国家公務員の平均給与月額等の比較

区　　分	年齢	平均給与月額						
			給料の月額（俸給の月額）	扶養手当	地域手当等	管理職手当（俸給の特別調整額）	住居手当	その他
	歳	円	円	円	円	円	円	円
職員（行政職員）（A）	41.3	367,532	340,307	10,120	957	6,818	8,361	969
国家公務員（行政職俸給表（一）適用職員）（B）	41.7	428,451	342,178	7,841	45,912	12,583	8,190	11,747
差（A－B）	△ 0.4	△ 60,919	△ 1,871	2,279	△ 44,955	△ 5,765	171	△ 10,778

※１　職員、国家公務員ともに本年度の新規採用者は含まれていない。
※２　「給料の月額」は、給料の調整額を含む。
※３　「その他」は、初任給調整手当、特地勤務手当、へき地手当及び単身赴任手当（基礎額）等の合計額である。

６　物価・生計費

(1) 物価指数

本年４月の消費者物価指数（総務省統計局）は、昨年同月に比べ、全国においては1.4％、宮崎市においても1.0％それぞれ上昇している。

(2) 標準生計費

本委員会が家計調査（総務省統計局）における勤労者世帯分を基礎に算定した本年４月の宮崎市における標準生計費は、２人世帯で141,410円、３人世帯で165,760円、４人世帯で190,110円となっている。

７　国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告

人事院においては、国会及び内閣に対して本年８月７日に、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告（以下「人事院勧告」という。）を行ったところである。

このうち、本年の官民較差に基づく給与改定について、民間給与との較差15,056円（3.51％）を埋めるため、平均3.3％の俸給表の引上げを行うとともに、広域的な異動に対する給与上のインセンティブを更に向上させるため広域異動手当の支給割合の引上げを本年４月

に遡及して実施することとする報告及び勧告がなされたところである。

また、特別給については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を現在の4.65月から0.05月分引き上げ、4.70月とする旨の勧告がなされている。

なお、本年の人事院勧告の概要は、別添１のとおりである。

８　本年の給与の改定

(1) 給与改定の考え方

本委員会における職員の給与改定に係る基本的な考え方については冒頭に述べたとおり、地方公務員法に定める「均衡の原則」に基づくこととしている。

また、この均衡の原則については、「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」（平成18年３月）において、「給与制度については、国家公務員の給与制度を基本とすべきこと」、「給与水準については、地域の民間給与をより重視して均衡の原則を適用すべきこと」、さらに、「仮に民間給与が著しく高い地域であったとしても、それぞれの地域における国家公務員の給与水準をその地域の地方公務員の給与の水準決定の目安とすべきこと」などの考え方が示され、国もこの考え方に立って技術的助言等を行っているところである。

そのため、本年においても、例年同様、このような考え方に基づき、職員の給与決定の要素となる国家公務員及び他の都道府県職員の給与並びに民間従業員の給与並びに物価・生計費等の状況を踏まえ、次のとおり判断した。

(2) 改定の内容

ア　月例給

本年４月の月例給における職員給与と民間給与との比較を見ると、前記４(1)のとおり職員給与が民間給与を11,148円（3.06％）下回っている。また、職員給与と国家公務員及び他の都道府県職員給与との比較を見ると、前記５のとおり昨年４月１日時点におけるラスパイレス指数は、職員は97.6（全都道府県平均99.7）と低い水準にあるなど、職員の給与水準が、民間並びに国家公務員及び他の都道府県職員の給与水準を下回っている。

これらのことから、本年においては、月例給を引き上げる必要がある。

なお、引上げに当たっては、本年の人事院勧告の内容を踏まえ、次のとおり改定することが適当である。

(ｱ) 給料表

行政職給料表について、人事院勧告の改定内容(*)に準じて引き上げる必要がある。

また、行政職給料表以外の各給料表（給与条例教育職給料表及び市町村立学校給与条例教育職給料表を除く。）についても、行政職給料表との均衡を基本として、人事院勧告の改定内容に準じて改定する必要がある。

なお、給与条例教育職給料表及び市町村立学校給与条例教育職給料表については、全国人事委員会連合会において作成された参考モデル給料表に基づいて改定することが適当である。

(*)人事院勧告の改定内容：

民間の動向や、公務における人材確保の重要性等を踏まえ、

初任給について、一般職試験（高卒者）を209,800円（+4.7%）、一般職試験（大卒程度）を241,500円（+4.1%）と共に9,500円引上げ。

また、各組織の業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について、令和７年を上回る改定を行う。

定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額は、民間の再雇用者の状況を踏まえて、近年の考え方に基づく改定率を上回る改定を行う。

(ｲ) 初任給調整手当

医師及び歯科医師の初任給調整手当について、人事院勧告に準じて、所要の改定を行う必要がある。

イ　特別給

(ｱ) 支給月数の改定

前記４(2)のとおり、職員の支給月数4.65月は、民間の支給割合4.69月分を0.04月分下回っている。

このため、民間の支給割合との均衡を図るよう、支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とすることが適当である。

その際、支給月数の引上げ分は、人事院勧告及び民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げ、令和９年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が６月期及び12月期で均等になるよう配分することが適当である。

(ｲ) 特定任期付職員の勤勉手当の見直し

特定任期付職員の勤勉手当について、高度の専門性を有し、高い業績を挙げた人材の給与水準を確保するため、人事

院の承認を得た場合には、各府省の職員の区分ごとに定められた現行の支給総額を超えて支給できることとした人事院勧告に準じ、所要の改定を行う必要がある。

ウ　地域手当

令和６年に給与制度のアップデートの一環として勧告を行った地域手当に係る令和10年３月31日までの間の支給割合は、地域手当の級地の区分ごとに人事委員会規則で定めることとされているが、令和９年４月１日から令和10年３月31日までの間の支給割合を国家公務員の支給割合に準じて改定することとする。

エ　宿日直手当

宿日直手当については、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ改定することとした人事院勧告に準じて、所要の改定を行う必要がある。

オ　第二種初任給調整手当

昨年、人事院が勧告を行った月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合の差額を補填するための手当について、国は第二種初任給調整手当として本年４月から制度導入を行ったところである。

本県においても、地方自治法の改正により地方公務員に対する本手当の支給が可能となったこと、また、採用市場での競争力確保という制度の趣旨を踏まえ、導入を行う必要がある。

９　給与制度に関するその他の事項

(1) 教員の給与について

教員に係る給与については、令和６年８月の中央教育審議会の答申(*1)を受け、昨年６月に給特法等一部改正法(*2)が公布されたことから、本県においても、昨年、教員給与の在り方等について、国の動向を注視しながら、本県の実情も踏まえて検討していく必要があるとの報告を行ったところである。

これらの職務や勤務の状況に応じた教師の処遇改善の取組に関して、本年度は、特別支援教育に従事する教員の給料の調整額に係る義務教育費国庫負担金の見直しが行われていることに留意する必要がある。

なお、現在未設置となっている主務教諭については、任命権者において、導入に係る検討が行われているところであり、本委員会においても任命権者の検討状況を注視するとともに、他の都道府県の動向等を踏まえ、引き続き検討を進めていく必要がある。

(*1)「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和６年８月27日中央教育審議会）
(*2)「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第68号）

(2) 薬剤師に対する初任給調整手当

本県においては、これまで獣医師の人材確保が困難となっている状況を踏まえ、平成22年度に初任給調整手当の支給について検討していく必要があるとの報告を行い、平成23年度から獣医師に対する当該手当制度を新設して以降、他の都道府県の動向等を注視しながら、支給額の引上げや支給期間の延長などの処遇改善を段階的に講じてきたところである。

このような中、薬事監視や公衆衛生等県民の健康的な生活を

確保するという重要業務を担う薬剤師についても、近年の有資格者の獲得競争の激化を背景として、必要な人材の確保が厳しい状況となっているため、他の都道府県の動向や給与水準等も考慮しながら、初任給調整手当の支給について検討する必要がある。

(3) 転勤に伴う経済的な負担の軽減等

人事院勧告において、公務上必要な転勤を行う職員に対する経済的負担等を軽減し、異動の円滑化を図るため、単身赴任手当の加算額を分離・再編し、新設することとした転居に関する手当については、地方自治法の改正状況や他の地方公共団体の動向を注視し、適切に対応していく必要がある。

また、転勤に対する給与上のインセンティブ向上のため、人事院が令和９年に報告するとした転勤に関する手当の再編・統合及び転勤に関する総合的な手当の新設に係る検討状況についても、併せて注視していく必要がある。

(4) 職務・職責を重視した新たな給与体系等

人事院は、任用や勤務時間など他の制度と一体で検討を進めている優秀な人材の確保・定着に資する人事制度改革のうち、実力本位で活躍できる公務について、まずは政策決定等において中核的な役割を担う本府省幹部職員等に関し、年功的要素を排除した俸給表の新設や職務・職責に見合った処遇の確保など職務・職責をより重視した給与体系の実現に係る措置の骨格を示した。

あわせて、地方機関の幹部ポストの職務・職責を踏まえた給与上の措置等新たな給与体系への安定的な移行に必要となる方

策を検討するとしているほか、定年の段階的引上げが完成する令和13年３月までに所要の措置を順次講じることとされている60歳前後の給与水準についても、年齢に関わらず職務上の役割や能力・実績をより反映した処遇を目指し、人事管理に関連する制度と一体的に検討を行う必要があるとしている。

これらの動きは、本県の給与制度に大きな影響を与えるものであると考えられることから、引き続き国の検討状況や他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

II　公務運営の改善について

本格的な少子高齢化や人口減少、物価上昇、生成ＡＩをはじめとするデジタル技術の急速な進展など社会経済情勢が大きく変化する中、本県においては、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供できる体制づくりが求められている。

また、南海トラフ地震や集中豪雨などの自然災害に加え、感染症等の危機事象に対しても、機動的に対応し、かつ、必要な業務を継続するための体制を確保しなければならない。

その一方で、少子化に伴う受験者数の減少や民間企業の雇用情勢の影響、国や他の地方公共団体との競合、早期退職者の増加などにより、人材の確保が極めて厳しい状況にある。

このような状況の中、限られた人員・財源で質の高い行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりの資質や能力をより一層高め、組織全体のパフォーマンスを最大限発揮していくことが大変重要である。

そのためには、徹底した業務見直し等による効率的な行政運営に取り組むとともに、組織を構成する職員一人ひとりが心身ともに健康で、公私ともに充実した生活を実現し、個々の事情に応じた働き方が可能となる勤務環境を整えることが不可欠である。

また、宮崎県が多様で有為な人材から魅力ある職場として選ばれ、一人ひとりが将来にわたり活躍できるよう、志望者に対する様々な広報活動により公務への理解を深めてもらうとともに、職員が意欲をもって、安心して長く働き続けられるためのキャリア形成の支援や勤務環境の整備などが特に重要である。

このような取組が職員の士気や組織活力の維持・向上につながるものであり、その具体的な取組の方向性等について、次のとおり述べる。

１　人材の確保・育成

(1) 人材の確保

人材の確保については、近年、少子化に伴う受験年齢人口の減少、民間企業の雇用情勢の影響、国や他の地方公共団体との競合等により、技術系職種を中心に極めて厳しい状況にある。

そのような中、本県においては、一部の試験を除き、多くの民間企業で採用されているＣＢＴ（＊）方式を活用し、新たな受験者層の掘り起こしを図るとともに、受験申込みの完全電子化により受験者の利便性向上を図るなど、試験制度の見直しを通した受験者の確保に取り組んでいるところである。

また、職員採用案内ホームページやＳＮＳ、職員ＰＲ動画の配信等による情報発信に取り組むとともに、高校・大学等での説明会や就職ガイダンスの実施、対面とオンラインによる個別面談など、県職員の魅力や仕事のやりがいが具体的に伝わるよう、各職種、各試験の受験者層に応じた様々な広報活動を行っている。

このような取組にもかかわらず、一部の職種においては受験者数が大幅に減少しており、生産年齢人口の減少に伴う構造的な人手不足等により、今後の人材獲得競争はさらに厳しくなることが見込まれることから、県職員志望者が受験しやすい環境を整備するなど、社会情勢の変化に応じた不断の試験制度の見直しを行うとともに、より効果的な情報発信に取り組むなど、広報活動の一層の充実・強化を図る必要がある。

加えて、近年、最終合格者の辞退等により、複数の職種で内定者数が採用予定数を下回る状況が続いているため、引き続き、合格者へのフォローアップを充実させるなど、辞退の防止にさらに取り組むとともに、薬剤師や船員など、特定の資格が必要であるため採用が困難となっている職種について、給与を含めた勤務条件のあり方

について早急に検討する必要がある。

このほか、近年、早期退職者が増加傾向にあるため、職場において県職員志望者が直接職員に接することで公務への理解を深め、志望度の向上や採用のミスマッチ防止にもつながるインターンシップの充実が必要である。

(*)CBT：Computer Based Testingの略。試験会場に設置されたコンピュータを利用して試験を実施する。

(2) 人材の育成

行政課題の複雑化・高度化や専門的知見の重要性の高まりに伴い、職員一人ひとりが時代に応じた知識・技能を身に付ける必要性が高まっている。そのような中、職員一人ひとりの資質や能力をより一層高めていくためには、各職場におけるＯＪＴをしっかりと機能させるとともに、仕事への意欲や能力を高めるための研修の実施や自己啓発等の支援など、職員の特性に応じたきめ細かい人材育成を推進していく必要がある。

特に、近年、新規職員の採用が増えていることから、これらの職員の相談等に応じる取組や助言・指導が適切に行われるよう、組織全体で若手職員を育成する環境づくりに引き続き取り組む必要がある。

また、デジタル社会が進展する中、デジタル技術等を活用した業務効率化や行政サービスの向上を推進するため、デジタルの知識・技能を有する人材の育成に取り組む必要がある。

さらに、近年の若手職員を中心とする自身のキャリア形成への関心の高まりや一人ひとりの職員を重要な資本と捉える人的資本経営の観点から、職員が自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しを

行うことができる環境を整備していくとともに、各職場の具体的な業務内容や魅力、業務から得られる経験等を積極的に情報発信するなど、職員のキャリア形成を支援する取組も重要となる。

人事評価制度については、国において、人事評価を人材育成やマネジメントの強化に活用していく観点から、職員の能力・実績をきめ細かく的確に把握し、その結果を任用、給与等に反映する制度に見直されている。本県においても、引き続き、運用状況の検証、評価者の評価スキル向上、被評価者の意識向上等に努め、当該制度が十分に機能し、効果的な人材育成や組織の活性化等につながるよう、適切に取り組む必要がある。

２　女性職員の活躍推進

多様で高度化する県民ニーズに適切に対応し、県民本位の行政を実現するためには、県の政策・方針決定過程への女性の参画拡大が極めて重要である。

このため、令和５年６月に改定された「みやざき行財政改革プラン（第４期）」では、令和９年４月１日時点の知事部局職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合を 20.0％とする目標値を設定しており、本年４月１日現在 23.9％となるなど、女性職員の活躍推進に向けた取組を着実に進めているところである。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画「県庁職員子育て応援・女性活躍推進プラン（第５期）」を踏まえ、管理職への登用や育児休業等からの円滑な職場復帰に係る支援の充実、ライフステージに応じたキャリア形成のための支援など、女性職員の活躍推進に向けた勤務環境の整備に取り組んでいる。

女性職員にとって働きやすい勤務環境を整備することは、職員のパ

フォーマンスの向上のみならず、採用や離職防止の観点からも重要な取組である。また、近年、全職員に占める女性職員の割合が増加していることから、女性職員がその能力をより一層発揮できるよう、女性に配慮した執務環境を整備するなど、女性職員の活躍推進に向け、引き続き、積極的に取り組んでいく必要がある。

３　障がい者雇用の推進

障がいのある方が、その個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現が重要な課題となっており、公務部門においても、障がい者雇用の持続的な推進が求められている。

本県においては、障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）を対象とした選考採用試験を行い、障がい者の雇用の推進に取り組んでいるところであるが、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、率先して障がい者の雇用に取り組む責務があり、同法で定める障害者雇用率が令和８年７月１日にさらに引き上げられたことから、今後とも、法律の趣旨に沿った適切な採用選考を行う必要がある。

任命権者においては、「障がい者活躍推進計画」を策定し、障がいのある職員が活躍できる職場づくりに向けて、環境の整備や支援体制の充実に取り組んでいるところである。今後とも、障がいの内容及び程度に応じた適切な合理的配慮に留意しながら、同計画に掲げられた取組を着実に進め、障がいの有無にかかわらず、職員が働きやすく、活躍できる職場づくりを積極的に進める必要がある。

４　定年の引上げによる高齢層職員の能力及び経験の活用

職員の定年については、令和５年度末の退職者から段階的な引上げが始まったことから、対象となる職員が60歳以後の任用、給与等の

制度について十分理解し、勤務の意思を決定できるよう、引き続き適切に情報提供を行うとともに、高齢層職員の能力及び経験を積極的に活用し、職員の士気や組織活力の維持・向上を図る必要がある。

また、定年の引上げにより、職員構成の高齢化や在職期間の長期化が進行すると見込まれることから、中長期的な視点に立った計画的な人材育成・能力開発やキャリア形成支援、若手・中堅職員も含めた人事管理の適正化等を図る必要がある。

5　時代に即した働き方と魅力ある勤務環境の整備

(1) 個々の事情に応じた働き方の実現

ア　仕事と生活の両立支援

全ての職員がそれぞれの事情に応じて意欲的に職務に取り組むためには、周りの職員の理解と協力の下に、勤務環境の整備を図ることが極めて重要であり、とりわけ子育てや介護を行う職員が仕事と生活を両立できるよう支援することは、公務の生産性向上や優秀な人材の確保にもつながるものである。

特に子育てについては、依然としてその多くを女性が担っている状況にあることから、女性の家庭での負担を軽減し、共育ての定着を図ることが重要である。

このため、男性が育児休業を取得することを当たり前とする意識の醸成や育児に係る各種休暇制度の更なる活用促進などに引き続き取り組む必要がある。

このような中、知事部局では、「みやざき行財政改革プラン（第４期）」において、男性の育児休業取得率を85％（達成年度：令和８年度）とすることや「県庁職員子育て応援・女性活躍推進プラン（第５期）」で２週間以上の男性の育児休業取得率を75％

（達成年度：令和８年度）とする目標を設定している。

これらを踏まえ、配偶者が出産予定の男性職員に対し、各所属長が「子育てマイプラン」を基に面談を実施するとともに、育児に関する各種制度の周知などに取り組んでおり、令和７年度の取得率は、84.5％と前年度（68.0％）を大きく上回っている。

なお、教育委員会では、事務局等における男性職員の２週間以上の育児休業取得率を80％（達成年度：令和８年度）とする目標を設定し、取得促進に向け知事部局と同様の取組等を行っており、警察本部では、男性の２週間以上の育児休業取得率を95％（達成年度：令和13年度）とする目標を設定し、職員の仕事と生活の調和を図るため居住地規制の緩和や管理職員等の主導による男性の育児休業の取得促進等に取り組んでいる。

また、他の自治体では、職場で支え合う意識を醸成し、育児休業の取得促進を図るため、所属や部局を超えた業務支援や育児休業中の業務を代替する職員への勤勉手当の加算などの取組が行われている。

知事部局においても、男性職員は女性職員と比べ育児休業の取得期間が短く、代替配置による対応がとりにくい状況にあったことから、周囲の職員の負担を軽減させるため、令和９年４月から新たに育児休業中の男性職員の業務を代替する任期付職員を任用するなど、男性の育児休業の取得促進に向けて積極的に取り組むこととしている。

一方、介護に関しては、高齢化がますます進む中で、本県においても、短期介護休暇を取得する職員は年々増加し、令和７年は997人と前年（937人）を上回っており、今後も介護に係る休暇制度の利用者は増えていくと考えられる。

仕事と生活の両立を実現するために、任命権者においては、両

立支援制度の周知を徹底するとともに、職員が制度を積極的に活用できるよう、各所属で育児や介護の必要な職員の意向を確認するなど、引き続ききめ細かな対応を行うことが求められる。

また、各種休業・休暇の取得を短期間にとどめず、できる限り長期間取得できるよう、担当制の活用や即戦力となる代替職員の配置を進めるなど、休業等を取得しても業務執行が確保できる体制を整備していく必要がある。

なお、本年の人事院勧告において、子育てや介護など、理由を問わず取得できる無給休暇制度を令和９年４月に新設する旨勧告されたことから、本県においても国や他の自治体の動向等を踏まえ、導入に向け検討を進める必要がある。

イ　多様で柔軟な働き方の推進

価値観・ライフスタイルが多様化する中、全ての職員がその能力を十分に発揮するためには、家庭生活における様々なニーズや地域社会での活動等との両立が可能となるよう、多様な時間や場所において働くことのできる勤務環境の整備が重要である。

任命権者においては、時差出勤やテレワークの活用など、柔軟な働き方が推進されているところである。

その中でもテレワークについては、育児や介護と仕事の両立等、ワーク・ライフ・バランスの推進に寄与するほか、災害時や感染症等の流行などの危機事象発生時における安定的な業務の継続にも資するものである。

今後、テレワークを働き方の選択肢の一つとして定着させていくためには、いまだ職員の登庁が必要な業務も数多く存在することから、文書の電子化や手続のオンライン化など、行政のデジタル化をさらに推進する必要がある。

また、兼業については、職員の自律的なキャリア形成や自己実現の一つとして考えられると同時に、職員が兼業を通じて得た学びを、職務遂行や行政サービスの向上に活かすことにより、効率的な公務運営及び人材の確保にもつながるものである。令和８年４月からは、国家公務員において兼業制度の見直しが行われるとともに、他の自治体では兼業可能な活動が拡大されるなど、新たな兼業許可基準が定められている。

加えて、フレックスタイム制については、個々の職員の健康確保や希望・事情に応じた働き方がより一層可能となるもので、国家公務員においては、令和７年４月からいわゆる「週休３日制」も可能なフレックスタイム制が導入され、利用した職員からは仕事と生活の両立を図りながら効率的に働けるなどの意見が寄せられており、他の自治体においても導入が進められている。

なお、人事院においては、フレックスタイム制の更なる柔軟化のため、１日の最短勤務時間を見直すとともに、コアタイムを設定しないことも可能とする見直しを行うこととしている。

このような動きは、仕事と生活の調和が取れた働き方を推進するものであるとともに、職員の働き方の選択肢を増やすことにもつながることから、職員のニーズを把握した上で、早期に制度の導入や拡充について検討していくことが求められる。

ウ　年次休暇等の取得促進

年次休暇等の取得は、職員の心身の疲労を回復し、生活の充実につながる効果もあることから、公務能率の向上はもとより、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る上でも重要である。

任命権者においては、各々が定める特定事業主行動計画の中で、年次休暇の取得目標を16日（知事部局・教育委員会）又は17

日（警察本部）と設定し、働き方改革等の取組を進める中で、職員の休暇取得を積極的に推進している。本委員会が任命権者に対して令和７年における年次休暇の取得状況を調査したところ、職員の平均取得日数は13.5日となっており、前年（14.4日）と比べ減少した。

このような状況を踏まえ、任命権者においては、引き続き職場での計画的な休暇取得促進の取組を進めることはもちろんのこと、職員の休暇取得が進まない又は取得状況に偏りがある場合は、まずはその要因を分析し、有効な対策を講じることが必要である。

また、特別休暇についても、国の動向等を踏まえ、取得要件の拡大などについて検討していく必要がある。さらに、各所属においては、上司が率先して休暇を取得するとともに、休暇取得ハンドブックを活用した休暇制度の周知を図るなど、各種休暇を取得しやすい職場環境づくりにこれまで以上に努める必要がある。

(2) 長時間労働の是正

ア　時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康の保持、公務能率の向上、労働意欲の維持・増進、さらにはワーク・ライフ・バランス推進の観点からも、組織を挙げて取り組む必要のある重要な課題である。

本県では、時間外勤務命令の上限を原則として、１か月につき45時間、１年につき360時間、他律的部署においては１か月につき100時間、１年につき720時間と定めており、他律的部署の範囲や期間は必要最小限度としなければならないこととしている。ただし、大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急に処

理することを要する業務に従事する職員については、上限を超えて時間外勤務を命ずることができることとしている。

任命権者からの報告によると、昨年度１か月に80時間を超える時間外勤務を行った職員は、実人数で106人（前年度104人）、そのうち100時間以上の時間外勤務を行った職員は44人（前年度38人）となっており、長時間の超過勤務を行っている職員が依然として存在している状況である。

また、「県庁職員子育て応援・女性活躍推進プラン」では、知事部局において、令和８年度までに管理職以外の職員１人当たり年平均時間外勤務を120時間以内とする目標が設定され、教育委員会においては、時間外在校等時間(*)の１月当たり45時間未満の職員の割合について職種別に目標が設定されたところである。

なお、長時間労働の是正に向け、人事院においては、職員がその勤務した時間と同じ時間だけ休むことができるよう、代休日の指定及び週休日の振替等を１日又は４時間単位に限らず行うことを可能とする見直しを令和９年４月に実施するよう勧告が行われたことから、本県においても国や他の自治体の動向等を踏まえ、見直しに向け検討を進める必要がある。

このような状況を踏まえ、任命権者においては、職員一人ひとりに計画的に業務を遂行する意識を徹底させるとともに、時間外勤務の要因を分析、検証した上で、人員配置の柔軟な見直しや窓口の受付時間短縮等、他自治体の取組を参考にした新たな時間外勤務縮減の方策の検討など、時間外勤務を必要最小限にとどめるための実効性のある取組が必要である。

また、各所属においても、時間外勤務の事前命令の徹底等、マネジメントの強化を引き続き図るとともに、全ての業務について廃止を意識した見直し、アウトソーシングや生成ＡＩを含むデジ

タルツールの活用など、効率化に向けた取組を進める必要がある。

本委員会としても、各所属へのヒアリング等による実態の把握を行うとともに、時間外勤務の縮減に向けた改善状況について報告を求めるなど、時間外勤務命令の上限規制の制度運用が適切に行われるよう、引き続き労働基準監督機関として、指導・助言を行うこととする。

(*)時間外在校等時間：学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形上把握することのできる時間から、休日等以外の日における正規の勤務時間を除いた時間

イ　学校における働き方改革の更なる加速化

教員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、効果的で質の高い教育活動を行っていくためには、学校における働き方を見直し、やりがいと誇りを持って能力を発揮できる職場環境を整備することが極めて重要である。

このような中、県教育委員会においては、令和５年３月に「学校における働き方改革推進プラン」を改定し、教員の時間外在校等時間の管理と併せて業務改善等（デジタル採点システムの導入をはじめとした教育ＤＸの推進、部活動指導員の配置支援など部活動の地域移行に向けた環境整備、スクール・サポート・スタッフの配置拡充、コミュニティ・スクール(*)の活用等）を推進するなど、働きやすい環境の整備に取り組んでいるところである。

教員の時間外在校等時間については、令和７年10月に県教育委員会が実施した教職員勤務実態調査によると、副校長・教頭の約７割、教諭等の約３割が、１か月あたりの時間外在校等時間45時

間を上回っており、教育委員会規則で定められた上限時間の45時間を超えて勤務をしている教員が依然として見受けられる状況である。

このような中、「給特法」等が改正されたことに伴い、本年３月に県教育委員会において「宮崎県の県立学校教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」が策定され、令和11年度までに１か月あたりの時間外在校等時間45時間超の教職員の割合を０％とする目標等が設定されており、各市町村においても、地域の実情に応じた「業務量管理・健康確保措置実施計画」が策定されているところである。

本委員会が実施する勤務環境調査においても、一部の学校で在校等時間が正確に把握されていないと思われる例が見受けられており、各学校においては、校務支援システム等を活用した適切な出退勤管理により、客観的な時間外在校等時間を把握するとともに、学校業務の精選や役割分担の見直し、保護者や地域住民との連携・協働を深化するなど、時間外在校等時間の縮減につなげなければならない。

県教育委員会においては、学校における働き方改革をさらに加速するため、市町村教育委員会等と連携して、教員の働きやすい職場環境の整備に向けた実効性のある取組を強力に推進していくことが必要である。

本委員会としても、県教育委員会と連携を図るとともに、各学校における時間外在校等時間の上限時間の遵守状況や、時間外在校等時間の縮減に向けた業務改善状況の取組を把握し、指導・助言を行うなど、労働基準監督機関として引き続き適切に対応していく。

(*)コミュニティ・スクール：校長、保護者、地域住民等で構成する「学校運営協議会」を設置した学校のことで、学校運営に地域の声を生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる仕組み

(3) 心身の健康づくり

職員が心身ともに健康であることは、自身やその家族が安心して生活を送るために欠かせないものであり、また、公務において職員が能力を十分に発揮し、組織の活力を高め、職場全体の生産性を向上させる上で、最も大事な要素である。

このことから、任命権者においては、職員の心身の不調を未然に防止するため、メンタルヘルス研修や健康指導等を実施するとともに、食生活の改善や運動の習慣化を推進するなど、職員の健康の保持・増進のための取組を進めている。

しかしながら、心身の故障による休職者は増加傾向にあり、とりわけメンタルヘルスに関しては、過去５年間、心の健康問題が原因で休職する職員の割合は６割を超えており、令和６年度、令和７年度とも特に20代の職員でその割合が最も高くなっている。

このため、任命権者においては、ストレスチェックの分析結果の活用による職場環境改善、心身不調の予防及び早期発見・対応のために職員個人が取り組む「セルフケア」、管理職員等が取り組む「ラインケア」を実施するほか、知事部局においては、相談員が所属に出向き、相談しやすい関係を築くアウトリーチ活動などの取組を進めているところである。

引き続き、任命権者においては、若手職員をはじめとした全ての職員の心身の健康を保持・増進するため、心身の不調が顕在化して

いないケースも含めた積極的な取組を行う必要がある。

また、傷病休暇の取得や休職をした職員に対しては、職場への復帰支援や復帰後の再発防止といった各場面において、関係部署が連携して適時適切な対策等を実施するなど、職員が心身ともに健康に働くことのできる職場づくりに積極的に取り組む必要がある。

なお、危機事象への対応を含む長時間労働は心身の健康保持に大きく影響を及ぼすものであるため、その是正に関する取組は職員の心身の不調の防止という観点からも重要である。あわせて、長時間労働による健康リスクの高い職員に対する面接指導を確実に実施し、その状況を踏まえた措置を講じていくことや、面接指導が必須ではない職員に対しても、健康状態に留意して適切な支援を行っていく必要がある。

加えて、国家公務員においては、令和６年４月に勤務間のインターバル確保が努力義務とされ、他の自治体においても導入が進められている。

勤務間のインターバル確保は職員の心身の健康を保持することに加え、長時間労働の縮減にもつながると考えられることから、本県においてもフレックスタイム制と併せて検討を進めていく必要がある。

(4) ハラスメント防止

あらゆるハラスメントは、職員個人の尊厳を傷つけ能力発揮を妨げるにとどまらず、広く周囲へ悪影響を及ぼし、職場全体の生産性や士気の低下にもつながることから、確実になくさなければならない。

任命権者においては、懲戒処分の基準及びハラスメントの防止等に関する要綱の改正、職員に対する研修、意識啓発等の取組対策強

化を図っているが、本委員会が令和７年度に受理した職員からの苦情相談においては、「ハラスメント及びそれに類する行為」に関する相談が最も多くなっている。

相談内容を見ると、上司や同僚からの思いやりに欠ける心ない発言や態度に起因するケースが多く、ハラスメントであるかどうか以前に、職員同士がお互いの話を傾聴し、個々の立場を尊重するなど、職場における信頼関係の構築が何よりも重要である。

このため、管理職員をはじめとする職員一人ひとりが、自らの言動に注意を払い、ハラスメントを許さない勤務環境づくりに取り組まなければならない。万一職場でハラスメントが起きた場合には、ハラスメントを受けた職員へのケアや、ハラスメントを行った職員に対し指導等を行うなど、迅速かつ適切な対応を行う必要がある。

その一方で、ハラスメントについての正しい知識・理解がなければ、管理職員等がハラスメントと受け止められることを懸念して、業務上必要な指導・助言が十分行われなくなることも想定される。

このような状況を踏まえ、任命権者においては、ハラスメントやそれに類する行為がなくなるよう、職員が悩みや不満を相談しやすい環境を整備するとともに、管理職員等に対して、ハラスメントに関する正しい知識の習得や相談に適切に対応するための研修を充実させるなど、組織として強い意志を持って有効な取組を行っていく必要がある。

また、県が提供する行政サービスの利用者や県民等から職員の人格を否定する言動、暴力行為や威嚇、長時間にわたる要求などのカスタマー・ハラスメントを受けることがないよう、任命権者においては、引き続き、指針等の周知を行うとともに、カスタマー・ハラスメントの状況把握に努め、職員の安全確保や精神面への十分な配慮を行うことが求められる。

６　会計年度任用職員制度の適正な運用

会計年度任用職員については、当該職員の意欲の向上を図り、その能力を十分に発揮できるよう、適正な制度の運用を図るとともに、人事評価制度を活用した効果的な人材育成を図る必要がある。

なお、任命権者においては、各種休暇制度を拡充するなどの見直しを行ってきたところであるが、引き続き、国や他の自治体等の動向に留意し、適切な任用・勤務条件を確保する必要がある。

７　信頼の確保

県民本位の県政を推進し、的確に行政課題に取り組むためには、職員一人ひとりが改めて全体の奉仕者としての強い自覚を持ち、公務の内外を問わず、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、全ての職員が高い倫理意識の下、服務規律の保持に努めることが重要である。

本委員会では、公務員倫理の向上と職員の意識改革の徹底について繰り返し言及しているが、今なお、県民の信頼を損なう不祥事が後を絶たない状況が続いている。

任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、平素から指導を徹底するとともに、再発防止のための研修や啓発を通じて、職員の法令遵守及び服務規律の保持に万全を期し、県民の信頼の確保に努める必要がある。

III　勧告実施の要請

本委員会が人事行政の専門・中立機関として、人事行政に関する事項及び給与、勤務時間その他の勤務条件等について調査・研究した内容は、以上のとおりである。

その結果、本年は、月例給及び特別給の引上げとともに第二種初任給調整手当の導入等について勧告を行うこととした。

職員の給与をはじめとする勤務条件については、県民の理解と納得を得られるよう、社会一般の情勢に適応させることが必要であり、県内民間給与の状況や人事院勧告、国や他の地方公共団体の状況等を総合的に踏まえた勧告内容としたところである。

近年、行政需要が増大・複雑化する中で、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、職員は高い士気と責任感を持ちながら日々職務に精励している。今後とも、こうした職員の努力や実績に報いるよう努めるとともに、職員が意欲を持って働くことのできる職場づくりに取り組むことが重要である。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度が果たしている役割を理解され、別紙第２の勧告を実施されるよう要請する。

別紙第２

勧　　告

本委員会は、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮崎県条例第１号。以下「任期付職員条例」という。）を改正することを勧告します。

１　改定の内容

(1) 給料表

ア　各給料表を別記のとおり改定すること。

イ　アによる改定後の教育職給料表の備考２について、表の額に加算する額を、その職務の級が３級である職員にあっては15,400円と、４級である職員にあっては7,700円とすること。

ウ　アによる改定後の市町村立学校教育職給料表の備考２について、表の額に加算する額を、その職務の級が３級である職員にあっては15,600円と、４級である職員にあっては8,100円とすること。

(2) 諸手当

ア　初任給調整手当

(ｱ)　医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を418,600円とすること。

(ｲ)　行政職給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月

額の限度を52,600円とすること。

イ　宿日直手当

勤務１回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は5,000円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は24,000円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は8,000円（執務時間が通常の執務日の２分の１の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,500円、36,000円、12,000円）とすること。

ウ　期末手当及び勤勉手当

(ｱ)　令和８年12月期の支給割合

ａ　ｂ及びｃ以外の職員

期末手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5375月分）とすること。

ｂ　特定管理職員

期末手当の支給割合を1.0875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.2875月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6375月分）とすること。

ｃ　任期付職員条例第２条第１項に規定する職員（特定任期付職員）

期末手当の支給割合を0.9875月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9125月分とすること。

(ｲ)　令和９年６月期以降の支給割合

a　ｂ及びｃ以外の職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.725月分）とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.525月分）とすること。

b　特定管理職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.625月分）とすること。

c　任期付職員条例第２条第１項に規定する職員（特定任期付職員）

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とし、６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。

(ｳ)　特定任期付職員の勤勉手当の支給総額

勤勉手当の支給総額について、職員の数、人事評価の結果その他の事情を考慮して当該総額を超えて支給することが特に必要と認められる場合には、当該総額に３を超えない範囲内で当該職員の数に応じて人事委員会規則で定める数を乗じて得た額の範囲内で人事委員会の承認を受けた額とすること。

エ　第二種初任給調整手当

職員の給与に関する条例第５条の２の規定による初任給調整手当を第一種初任給調整手当に改め、第二種初任給調整手当を、次のとおり新設すること。

(ｱ)　第二種初任給調整手当を新設し、新たに採用された職員等に対し、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じた額並びにこれに地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 28 年宮崎県条例第 43 号）第２条に規定する勤務時間等を考慮して１時間当たりに換算した額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額を下回るときは、その差額を踏まえて人事委員会規則で定めるところにより算出した額を支給すること。

(ｲ)　定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員については、(ｱ)の職員の属する職務の級及び職員の受ける号給に応じた額に関し所要の措置を講ずること。

２　改定の実施時期

この改定は、令和８年４月１日から実施すること。ただし、１の(2)のウの(ｱ)については令和８年12月１日から、１の(1)のイ及びウについては令和９年１月１日から、１の(2)のウの(ｲ)及び(ｳ)並びにエについては令和９年４月１日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700	541,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000	548,400
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900	553,500
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500	557,700
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500	561,100
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900	564,300
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800	567,200
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300	569,700
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300	571,700
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300		
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800		
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300		
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800		
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100		
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400		
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600		
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800		
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100		
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400		
	20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600		
	21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800		
	22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600		
	23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400		
	24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200		
	25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800		
	26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400		
	27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000		
	28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600		
	29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300		
	30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100		
	31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500		
	32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200		
	33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700		
	34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100		
	35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500		
	36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900		
	37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300		
	38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600		
	39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900		
	40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200		

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500		
	42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800		
	43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100		
	44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400		
	45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700		
	46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800			
	47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100			
	48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400			
	49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600			
	50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900			
	51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100			
	52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400			
	53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600			
	54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900			
	55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200			
	56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500			
	57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700			
	58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000			
定年前	59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300			
再任用	60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500			
	61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700			
短時間	62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000			
	63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300			
勤務職	64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500			
員以外	65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700			
	66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000			
の職員	67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300			
	68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500			
	69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700			
	70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000			
	71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300			
	72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500			
	73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700			
	74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400				
	75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700				
	76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900				
	77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100				
	78	273,100	313,400	363,300	405,400	419,400				
	79	273,400	313,600	363,800	405,800	419,700				
	80	273,700	313,900	364,300	406,200	419,900				
	81	274,000	314,100	364,600	406,600	420,100				
	82	274,300	314,300	365,000	407,100	420,400				
	83	274,600	314,600	365,400	407,500	420,700				
	84	274,900	314,800	365,800	407,900	420,900				

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	85	275,200	315,100	366,100	408,200	421,100				
	86	275,500	315,300	366,500	408,700					
	87	275,800	315,600	366,900	409,100					
	88	276,100	315,900	367,300	409,500					
	89	276,400	316,200	367,500	409,800					
	90	276,700	316,500	367,900	410,300					
	91	277,000	316,800	368,300	410,700					
	92	277,300	317,100	368,700	411,100					
	93	277,600	317,300	368,900	411,400					
	94		317,500	369,200						
	95		317,800	369,600						
	96		318,200	369,900						
	97		318,400	370,200						
	98		318,700	370,600						
	99		319,000	371,000						
	100		319,400	371,400						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	101		319,600	371,900						
	102		319,900	372,300						
	103		320,200	372,700						
	104		320,500	373,100						
	105		320,700	373,600						
	106		321,000	374,000						
	107		321,300	374,300						
	108		321,600	374,600						
	109		321,800	375,000						
	110		322,100							
	111		322,500							
	112		322,800							
	113		323,000							
	114		323,200							
	115		323,500							
	116		323,900							
	117		324,100							
	118		324,300							
	119		324,600							
	120		324,900							
	121		325,200							
	122		325,400							
	123		325,700							
	124		326,000							
	125		326,300							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400	499,600

備考　　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第２項に規定する職員を除く。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	236,300	257,600	280,600	319,500	356,200	378,600	410,400	447,100	494,900
	2	238,800	259,800	282,500	320,500	357,700	380,400	412,100	448,700	500,900
	3	241,200	262,000	284,600	321,400	359,100	382,100	413,700	450,200	505,800
	4	243,600	264,200	286,700	322,300	360,600	383,800	415,400	451,700	510,000
	5	245,900	266,400	288,700	322,900	362,100	385,400	416,900	453,200	514,000
	6	248,300	268,400	290,000	323,600	363,600	387,100	418,500	454,800	517,400
	7	250,700	270,400	291,300	324,200	365,000	388,800	420,100	456,200	520,300
	8	252,900	272,200	292,600	324,900	366,400	390,400	421,700	457,600	522,800
	9	255,100	274,000	293,900	325,500	367,800	391,900	423,200	458,700	525,000
	10	257,200	275,700	295,200	326,200	369,400	393,500	424,800	460,100	
	11	259,300	277,400	296,400	326,900	371,100	395,100	426,400	461,600	
	12	261,300	278,800	297,600	327,500	372,700	396,700	428,000	463,100	
	13	263,200	280,200	298,800	328,200	374,100	398,300	429,500	464,400	
	14	265,200	282,000	299,800	328,900	375,700	399,900	431,500	466,100	
	15	267,200	283,300	300,800	329,500	377,300	401,500	433,500	467,700	
	16	268,800	284,700	302,200	330,300	378,800	403,100	435,500	469,300	
	17	270,400	286,100	303,300	331,000	380,400	404,600	437,000	470,700	
	18	271,900	287,300	304,400	331,800	382,000	406,200	438,700	472,400	
	19	273,400	288,500	305,500	332,800	383,600	407,800	440,300	474,100	
	20	274,900	289,600	306,600	333,600	385,100	409,400	442,000	475,700	
	21	276,400	290,900	307,800	334,500	386,600	410,900	443,600	477,100	
	22	277,900	292,000	308,400	335,700	388,200	412,500	445,100	477,800	
	23	279,400	293,200	308,900	337,000	389,800	414,200	446,600	478,500	
	24	280,900	294,300	309,500	338,300	391,400	415,900	448,000	479,200	
	25	282,400	295,600	309,900	339,600	392,800	417,600	449,200	479,600	
	26	283,600	296,900	310,500	341,100	394,500	419,600	450,700	480,100	
	27	284,800	298,100	311,000	342,500	396,200	421,400	452,200	480,700	
	28	286,000	299,300	311,500	343,500	397,700	423,300	453,600	481,300	
	29	287,200	300,200	311,900	344,400	399,300	425,000	455,100	481,900	
	30	288,300	301,200	312,500	345,700	400,900	426,400	456,400	482,600	
	31	289,400	302,300	313,000	346,900	402,500	427,600	457,600	483,100	
	32	290,500	303,300	313,500	348,000	404,100	428,900	458,800	483,600	
	33	291,800	304,500	314,000	349,100	405,800	429,900	459,800	484,100	
	34	293,100	305,100	314,600	350,400	407,800	431,000	460,500	484,400	
	35	294,300	305,700	315,000	351,600	409,800	432,000	461,200	484,700	
	36	295,600	306,300	315,400	352,700	411,800	433,000	461,900	485,100	
	37	296,500	306,700	315,900	353,800	413,500	434,100	462,400	485,400	
	38	297,500	307,300	316,500	355,000	415,200	435,200	462,800	485,600	
	39	298,600	307,900	317,100	356,300	416,700	436,300	463,200	485,900	
	40	299,700	308,400	317,600	357,500	418,200	437,400	463,500	486,100	

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	300,900	308,800	318,200	358,700	419,400	438,600	463,800	486,400	
	42	301,500	309,400	318,900	359,900	420,400	439,400	464,100	486,600	
	43	302,100	310,000	319,600	361,100	421,400	440,200	464,400	486,800	
	44	302,600	310,500	320,200	362,300	422,400	440,800	464,700	487,000	
	45	303,000	310,900	320,800	363,500	423,400	441,300	464,900	487,400	
	46	303,500	311,400	321,600	364,800	424,500	442,000	465,200		
	47	304,000	311,900	322,400	366,000	425,600	442,700	465,500		
	48	304,500	312,400	323,100	367,200	426,700	443,300	465,700		
	49	304,900	312,900	323,900	368,500	428,000	444,000	466,000		
	50	305,400	313,400	324,900	369,800	428,800	444,400	466,300		
	51	305,900	314,000	325,900	371,000	429,600	445,000	466,600		
	52	306,400	314,500	326,900	372,300	430,200	445,600	466,900		
	53	306,900	315,100	328,000	373,200	430,700	446,000	467,100		
	54	307,500	315,700	329,100	374,500	431,400	446,400	467,400		
	55	307,900	316,400	330,100	375,700	432,000	446,900	467,600		
	56	308,300	317,000	331,100	376,900	432,700	447,400	467,900		
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	57	308,800	317,600	332,200	378,000	433,000	447,900	468,100		
	58	309,300	318,400	333,300	379,300	433,700	448,400	468,400		
	59	309,800	319,200	334,400	380,700	434,400	448,800	468,700		
	60	310,200	319,900	335,500	382,100	434,900	449,200	468,900		
	61	310,700	320,700	336,400	383,400	435,300	449,600	469,100		
	62	311,100	321,500	337,600	384,900	435,700	449,900	469,400		
	63	311,600	322,300	338,700	386,400	436,200	450,200	469,700		
	64	312,000	323,200	339,800	387,800	436,700	450,500	470,000		
	65	312,500	324,000	340,800	389,000	437,200	450,700	470,200		
	66	313,000	324,800	341,900	390,400	437,600	451,000	470,500		
	67	313,400	325,600	343,000	391,700	438,100	451,300	470,800		
	68	313,800	326,400	344,200	393,100	438,600	451,500	471,100		
	69	314,300	327,300	345,300	394,200	439,100	451,700	471,300		
	70	314,700	328,200	346,400	395,400	439,600	452,000	471,600		
	71	315,100	329,100	347,600	396,600	440,200	452,300	471,900		
	72	315,600	330,000	348,800	397,800	440,700	452,500	472,200		
	73	316,100	330,700	349,500	399,100	441,100	452,700	472,400		
	74	316,600	331,600	350,800	400,300	441,700	453,000			
	75	317,200	332,500	352,100	401,500	442,100	453,300			
	76	317,600	333,300	353,400	402,600	442,300	453,500			
	77	318,100	334,000	354,600	403,700	442,600	453,700			
	78	318,600	334,900	356,000	404,900	443,100	454,000			
	79	319,200	335,800	357,400	406,000	443,400	454,300			
	80	319,800	336,800	358,800	407,200	443,700	454,500			

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	81	320,300	337,700	360,100	408,300	444,000	454,700			
	82	320,900	338,600	361,700	408,900	444,400	455,000			
	83	321,600	339,500	363,200	409,400	444,800	455,300			
	84	322,200	340,500	364,700	409,900	445,200	455,500			
	85	322,800	341,400	366,100	410,500	445,500	455,700			
	86	323,400	342,400	367,600	411,100	445,900				
	87	324,100	343,400	369,100	411,700	446,300				
	88	324,800	344,400	370,500	412,300	446,700				
	89	325,500	345,300	371,800	412,600	447,000				
	90	326,100	346,600	373,000	413,100	447,400				
	91	326,800	347,800	374,200	413,600	447,800				
	92	327,500	349,000	375,500	414,100	448,200				
	93	328,000	350,200	376,800	414,500	448,500				
	94	328,700	351,500	378,300	414,900					
	95	329,600	352,700	379,800	415,400					
	96	330,400	353,900	381,200	415,900					
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	97	331,100	355,100	382,500	416,300					
	98	331,900	356,400	383,700	416,800					
	99	332,700	357,600	384,800	417,300					
	100	333,500	358,800	386,000	417,700					
	101	334,400	360,200	387,100	418,000					
	102	335,400	361,100	388,200	418,400					
	103	336,400	362,100	389,300	418,800					
	104	337,300	363,200	390,400	419,100					
	105	338,100	364,300	391,600	419,400					
	106	338,700	365,400	392,100	419,900					
	107	339,300	366,400	392,700	420,400					
	108	339,900	367,400	393,300	420,900					
	109	340,400	368,600	393,900	421,200					
	110	340,900	369,600	394,400	421,700					
	111	341,300	370,600	394,800	422,200					
	112	341,800	371,500	395,300	422,700					
	113	342,600	372,400	395,700	423,000					
	114	343,200	373,300	396,100	423,500					
	115	343,900	374,200	396,600	424,000					
	116	344,500	375,200	397,100	424,500					
	117	345,100	376,200	397,500	424,900					
	118	345,800	376,600	398,000	425,400					
	119	346,500	377,200	398,600	425,800					
	120	347,200	377,800	399,100	426,300					

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	121	347,800	378,100	399,300	426,700					
	122	348,100	378,500	399,800	427,200					
	123	348,600	378,900	400,300	427,600					
	124	349,100	379,300	400,700	428,100					
	125	349,400	379,700	401,200	428,500					
	126		380,100	401,700	429,000					
	127		380,500	402,200	429,400					
	128		380,900	402,700	429,900					
	129		381,300	403,000	430,300					
	130		381,700	403,500						
	131		382,100	404,000						
	132		382,500	404,500						
	133		382,700	404,800						
	134		383,200	405,300						
	135		383,500	405,700						
	136		383,800	406,100						
	137		384,100	406,400						
	138		384,500	406,800						
	139		385,000	407,300						
	140		385,500	407,800						
	141		385,800	408,100						
	142		386,300							
	143		386,800							
	144		387,300							
	145		387,600							
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		277,300	290,300	295,200	330,500	349,300	365,000	390,700	429,400	464,800

備考　　この表は、警察官に適用する。

教育職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	223,000	270,400	344,100	403,000	479,200
	2	225,400	271,800	346,000	404,500	481,000
	3	227,800	273,200	347,900	406,000	482,800
	4	230,100	274,600	349,700	407,500	484,600
	5	232,300	276,000	351,400	409,000	486,300
	6	234,700	277,200	353,300	410,400	488,000
	7	236,900	278,400	355,200	411,900	489,900
	8	239,100	279,600	357,000	413,300	491,700
	9	241,300	280,900	358,900	414,600	493,400
	10	243,500	282,000	360,900	416,000	495,000
	11	245,700	283,100	362,800	417,500	496,700
	12	248,000	284,300	364,600	419,000	498,200
	13	250,200	285,600	366,400	420,300	499,700
	14	252,300	287,300	368,100	421,800	501,000
	15	254,400	289,000	369,700	423,300	502,400
	16	256,500	290,700	371,300	424,800	503,700
	17	258,600	292,400	372,900	426,200	504,900
	18	260,400	294,400	374,300	427,800	505,500
	19	262,100	296,600	375,600	429,400	506,100
	20	263,800	298,900	376,800	430,900	506,800
	21	265,500	301,100	378,200	432,100	507,400
	22	266,800	303,300	379,800	433,500	
	23	268,100	305,600	381,400	434,900	
	24	269,300	307,800	382,900	436,200	
	25	270,500	309,900	384,400	437,800	
	26	271,700	311,800	386,100	439,200	
	27	272,900	313,700	387,700	440,500	
	28	274,100	315,500	389,200	441,900	
	29	275,200	317,400	390,800	443,300	
	30	276,200	319,300	392,400	444,600	
	31	277,300	321,100	394,000	446,100	
	32	278,300	322,800	395,600	447,600	
	33	279,400	324,500	397,200	449,200	
	34	280,500	326,300	398,800	450,600	
	35	281,700	328,000	400,300	452,200	
	36	283,000	329,700	401,800	453,700	
	37	284,200	331,400	403,300	455,400	
	38	285,300	333,200	404,800	456,900	
	39	286,500	335,000	406,300	458,500	
	40	287,600	336,700	407,700	460,100	
	41	288,900	338,100	409,000	461,600	
	42	289,900	340,000	410,500	463,100	
	43	290,900	341,800	411,900	464,300	
	44	291,800	343,500	413,300	465,500	

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	292,400	345,300	414,800	466,700	
	46	293,200	347,200	416,400	468,000	
	47	294,000	348,900	418,000	469,200	
	48	294,800	350,700	419,400	470,400	
	49	295,500	352,500	420,600	471,500	
	50	296,300	354,300	422,000	472,700	
	51	297,000	356,000	423,400	473,900	
	52	297,800	357,700	424,700	475,100	
	53	298,600	359,400	425,900	476,300	
	54	299,400	360,800	427,100	477,500	
	55	300,100	362,200	428,400	478,700	
	56	300,900	363,700	429,700	479,900	
	57	301,600	365,300	431,000	481,000	
	58	302,200	366,900	432,300	481,600	
	59	303,000	368,400	433,700	482,100	
	60	303,800	370,000	434,900	482,600	
	61	304,500	371,600	436,100	483,100	
定年前	62	305,100	373,200	437,500		
	63	305,900	374,800	438,900		
再任用	64	306,500	376,300	440,200		
	65	307,500	377,900	441,400		
短時間	66	308,300	379,500	442,600		
	67	309,000	381,100	443,900		
勤務職	68	309,700	382,600	445,300		
	69	310,400	384,100	446,600		
員以外	70	311,100	385,700	447,800		
	71	311,800	387,100	448,800		
の職員	72	312,500	388,600	450,000		
	73	313,200	390,100	451,200		
	74	313,900	391,700	452,300		
	75	314,600	393,300	453,500		
	76	315,200	394,800	454,500		
	77	315,800	396,200	455,600		
	78	316,500	397,600	456,600		
	79	317,200	399,000	457,600		
	80	317,800	400,300	458,600		
	81	318,400	401,600	459,500		
	82	319,000	403,000	460,300		
	83	319,700	404,300	461,100		
	84	320,400	405,600	461,900		
	85	321,100	406,700	462,600		
	86	321,900	408,100	463,000		
	87	322,600	409,400	463,400		
	88	323,200	410,700	463,800		

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	323,900	411,900	464,200		
	90	324,700	413,200	464,500		
	91	325,400	414,300	464,800		
	92	326,200	415,500	465,000		
	93	326,700	416,700	465,300		
	94	327,400	417,800	465,600		
	95	328,100	419,000	465,900		
	96	328,800	420,200	466,100		
	97	329,400	421,600	466,300		
	98	330,000	422,600	466,600		
	99	330,800	423,600	466,900		
	100	331,500	424,600	467,100		
	101	332,300	425,500	467,300		
	102	333,100	426,500	467,600		
	103	334,000	427,600	467,900		
	104	334,800	428,700	468,100		
	105	335,400	429,400	468,300		
定年前	106	336,200	430,300			
	107	337,000	431,200			
再任用	108	337,800	432,100			
	109	338,400	432,900			
短時間	110	338,800	433,700			
	111	339,100	434,500			
勤務職	112	339,600	435,300			
	113	340,100	435,900			
員以外	114	340,500	436,600			
	115	340,900	437,300			
の職員	116	341,300	438,000			
	117	341,800	438,600			
	118	342,300	439,100			
	119	342,700	439,400			
	120	343,200	439,700			
	121	343,700	440,000			
	122	344,100	440,300			
	123	344,500	440,600			
	124	345,000	440,800			
	125	345,500	441,000			
	126	345,800	441,300			
	127	346,100	441,600			
	128	346,400	441,800			
	129	346,600	442,000			
	130	346,900	442,300			
	131	347,200	442,600			
	132	347,400	442,800			

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	133	347,600	443,000			
	134	347,800	443,300			
	135	348,000	443,600			
	136	348,300	443,800			
	137	348,600	444,000			
	138	348,800	444,300			
	139	349,100	444,600			
	140	349,400	444,800			
	141	349,600	445,000			
	142	349,800	445,300			
	143	350,100	445,600			
	144	350,300	445,800			
	145	350,600	446,000			
	146	350,800				
	147	351,100				
	148	351,400				
	149	351,600				
	150	351,800				
	151	352,100				
	152	352,400				
	153	352,600				
	154	352,800				
	155	353,100				
	156	353,400				
	157	353,600				
	158	353,800				
	159	354,100				
	160	354,400				
	161	354,600				
	162	354,800				
	163	355,100				
	164	355,400				
	165	355,600				
	166	355,800				
	167	356,100				
	168	356,400				
	169	356,600				
	170	356,800				
	171	357,100				
	172	357,400				
	173	357,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		268,200	313,100	345,700	376,600	471,600

備考　1　この表は、高等学校等に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に、その職務の級が３級である職員にあっては11,500円を、４級である職員にあっては3,800円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	205,800	257,000	350,800	402,100	476,600
	2	206,900	261,300	352,800	403,500	486,800
	3	208,100	264,100	354,800	404,900	496,500
	4	209,200	266,900	356,700	406,300	506,400
	5	210,300	269,500	358,700	407,700	516,300
	6	212,500	271,300	360,700	409,100	526,300
	7	214,600	272,800	362,700	410,400	535,000
	8	216,700	274,300	364,600	411,800	542,900
	9	218,800	275,800	366,500	413,200	550,700
	10	220,900	277,800	368,100	414,700	557,800
	11	222,900	279,800	369,700	416,100	563,100
	12	224,900	281,700	371,300	417,500	567,600
	13	226,900	283,700	372,900	418,700	570,600
	14	228,800	285,900	374,000	420,200	572,600
	15	230,700	288,100	375,000	421,700	
定年前	16	232,500	290,300	376,000	423,200	
	17	234,200	292,500	377,300	424,700	
再任用	18	236,000	294,800	378,500	426,300	
	19	237,800	297,200	379,700	427,900	
短時間	20	239,600	299,600	380,900	429,600	
	21	241,500	301,900	382,100	430,800	
勤務職	22	243,300	304,100	383,300	432,200	
	23	245,000	306,200	384,400	433,600	
員以外	24	246,700	308,300	385,400	434,900	
	25	248,400	310,400	386,500	436,200	
の職員	26	250,500	312,300	387,500	437,500	
	27	252,400	314,200	388,400	439,000	
	28	254,300	316,100	389,400	440,500	
	29	256,200	318,000	390,300	441,700	
	30	257,400	319,500	391,000	442,900	
	31	258,500	321,100	391,800	444,500	
	32	259,600	322,600	392,500	446,000	
	33	261,000	324,100	393,100	447,300	
	34	262,300	325,600	393,800	448,700	
	35	263,700	327,100	394,500	450,100	
	36	265,100	328,600	395,300	451,500	
	37	266,500	330,000	396,000	452,900	
	38	268,000	331,000	396,700	454,300	
	39	269,500	331,900	397,500	455,700	
	40	271,100	332,700	398,200	457,100	

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	41	272,500	333,400	399,000	458,200	
	42	273,800	333,900	400,100	459,500	
	43	275,200	334,400	401,300	460,900	
	44	276,600	334,800	402,500	462,200	
	45	278,100	335,200	403,200	463,000	
	46	279,400	335,700	404,200	463,800	
	47	280,700	336,200	405,000	464,700	
	48	281,900	336,600	405,700	465,600	
	49	283,100	337,000	406,400	466,400	
	50	284,200	337,400	407,100	467,200	
	51	285,300	337,800	407,700	467,800	
	52	286,400	338,300	408,300	468,600	
	53	287,400	338,700	408,900	469,000	
	54	288,500	339,100	409,600	469,600	
	55	289,500	339,500	410,400	470,100	
定年前	56	290,500	339,900	411,200	470,600	
	57	291,500	340,300	411,800	471,100	
再任用	58	292,200	340,600	412,600		
	59	292,700	341,000	413,300		
短時間	60	293,300	341,400	414,000		
	61	293,900	341,800	414,600		
勤務職	62	294,500	342,300	415,300		
	63	295,100	342,900	415,900		
員以外	64	295,700	343,400	416,600		
	65	296,300	343,800	417,300		
の職員	66	296,800	344,400	417,900		
	67	297,400	344,900	418,500		
	68	297,900	345,500	419,200		
	69	298,500	346,000	419,900		
	70	299,200	346,500	420,400		
	71	299,800	346,900	421,000		
	72	300,400	347,500	421,600		
	73	301,100	348,000	422,100		
	74	301,700	348,500	422,700		
	75	302,300	349,100	423,300		
	76	303,000	349,800	423,800		
	77	303,700	350,400	424,300		
	78	304,400	350,800	424,800		
	79	305,100	351,500	425,300		
	80	305,600	352,200	426,000		

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	81	306,200	352,800	426,400		
	82	306,900	353,500	426,900		
	83	307,600	354,100	427,400		
	84	308,200	354,700	428,100		
	85	308,700	355,200	428,500		
	86	309,400	355,700	429,000		
	87	310,100	356,100	429,500		
	88	310,700	356,400	430,200		
	89	311,200	356,700	430,600		
	90	311,800	357,200	431,100		
	91	312,500	357,500	431,600		
	92	313,100	357,900	432,300		
	93	313,700	358,200	432,700		
	94	314,200	358,500	433,200		
	95	314,800	358,900	433,700		
定年前	96	315,300	359,300	434,400		
	97	315,600	359,800	434,800		
再任用	98	316,000	360,300			
	99	316,400	360,800			
短時間	100	316,900	361,300			
	101	317,300	361,800			
勤務職	102	317,600	362,300			
	103	317,900	362,700			
	104	318,200	363,200			
員以外	105	318,600	363,600			
	106	318,900	364,000			
の職員	107	319,300	364,500			
	108	319,600	364,900			
	109	319,800	365,400			
	110	320,200	365,800			
	111	320,500	366,200			
	112	320,700	366,600			
	113	321,000	367,100			
	114	321,300	367,500			
	115	321,600	367,900			
	116	321,900	368,300			
	117	322,100	368,800			
	118	322,400	369,200			
	119	322,600	369,600			
	120	322,900	370,000			
	121	323,200	370,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		250,200	296,600	324,600	371,700	435,900

備考　この表は、試験場等に勤務し、試験研究又は調査研究に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

ア　医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000
	2	319,700	432,800	488,900	590,100
	3	322,000	435,500	490,800	595,200
	4	324,200	438,100	492,700	599,900
	5	326,400	440,600	494,200	604,200
	6	329,900	442,800	495,900	608,500
	7	333,400	444,800	497,700	611,900
	8	336,900	446,900	499,500	614,800
	9	340,500	449,000	501,300	617,300
	10	344,000	450,600	503,000	619,600
	11	347,500	452,200	504,800	
	12	351,000	453,800	506,600	
	13	354,500	455,400	508,400	
	14	358,000	456,900	510,100	
定年前	15	361,500	458,400	511,900	
	16	365,000	459,800	513,700	
再任用	17	368,400	461,200	515,500	
	18	371,600	462,700	517,400	
	19	374,900	464,200	519,300	
短時間	20	378,100	465,600	521,200	
	21	381,400	466,900	523,100	
勤務職	22	384,700	468,400	524,800	
	23	387,900	469,800	526,600	
員以外	24	391,000	471,200	528,400	
	25	394,200	472,600	530,000	
の職員	26	396,600	474,000	531,800	
	27	399,000	475,300	533,600	
	28	401,200	476,600	535,100	
	29	403,200	478,000	536,500	
	30	404,900	479,300	538,200	
	31	406,600	480,700	540,000	
	32	408,400	482,100	541,700	
	33	410,200	483,400	543,200	
	34	412,000	484,700	544,500	
	35	413,600	486,000	545,800	
	36	415,100	487,400	547,100	
	37	416,600	488,800	548,100	
	38	418,000	490,400	549,400	
	39	419,400	492,000	550,700	
	40	420,800	493,500	552,000	

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	41	422,300	495,100	553,000	
	42	423,100	496,300	553,800	
	43	423,800	497,300	554,600	
	44	424,500	498,300	555,400	
	45	425,300	499,100	556,300	
	46	425,900	500,000	557,100	
	47	426,500	500,900	557,900	
	48	427,000	501,700	558,600	
	49	427,500	502,400	559,400	
	50	427,900	503,100	560,200	
	51	428,400	503,800	560,900	
	52	428,800	504,400	561,800	
	53	429,200	505,000	562,700	
	54	429,500	505,700	563,500	
	55	429,800	506,300	564,400	
定年前	56	430,200	506,900	565,300	
	57	430,500	507,200	566,100	
再任用	58	430,800	507,800	566,900	
	59	431,100	508,400	567,700	
短時間	60	431,400	509,100	568,400	
	61	431,800	509,500	569,200	
勤務職	62	432,100	510,100	570,100	
	63	432,400	510,800	571,000	
員以外	64	432,700	511,500	571,900	
	65	433,000	511,900	572,700	
の職員	66		512,500	573,600	
	67		513,100	574,500	
	68		513,600	575,400	
	69		514,100	576,200	
	70		514,600	577,100	
	71		515,100	578,000	
	72		515,600	578,900	
	73		516,000	579,700	
	74		516,500		
	75		516,900		
	76		517,300		
	77		517,800		
	78		518,400		
	79		518,900		
	80		519,300		

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	81		519,800		
	82		520,400		
	83		521,000		
	84		521,500		
	85		522,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 339,500	円 386,200	円 446,500	円 528,200

備考　この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ　医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	210,500	249,600	284,500	303,700	337,600	385,000	440,600
	2	212,700	250,900	285,300	304,500	339,100	386,700	442,600
	3	214,800	252,200	286,000	305,200	340,600	388,300	444,600
	4	216,900	253,500	286,800	305,900	342,000	389,900	446,500
	5	218,900	254,700	287,600	306,700	343,500	391,400	448,300
	6	220,900	255,800	288,400	307,400	345,100	393,000	450,000
	7	222,900	256,800	289,200	308,100	346,700	394,600	451,600
	8	224,800	257,700	289,900	308,800	348,200	396,200	453,100
	9	226,600	258,800	290,600	309,600	349,700	397,800	454,600
	10	228,500	259,900	291,400	310,300	351,300	399,800	455,900
	11	230,400	261,000	292,200	311,100	352,900	401,800	457,200
	12	232,500	262,200	293,000	311,700	354,400	403,800	458,500
	13	234,200	263,400	293,800	312,300	355,900	405,200	459,800
	14	236,200	264,600	294,600	313,400	357,500	406,900	461,000
	15	238,400	265,800	295,300	314,600	359,100	408,600	462,200
	16	240,500	266,900	296,100	315,900	360,700	410,300	463,300
	17	242,600	267,900	296,900	317,100	362,200	412,000	464,500
	18	243,700	268,900	297,800	318,300	363,700	413,500	465,600
	19	244,700	270,000	298,600	319,400	365,300	415,000	466,800
	20	245,700	271,000	299,300	320,600	366,800	416,500	468,000
	21	246,800	272,100	300,100	321,900	368,100	417,800	469,100
	22	247,600	273,000	301,000	323,100	369,600	419,100	469,900
	23	248,500	273,800	301,900	324,300	371,100	420,400	470,300
	24	249,300	274,600	302,600	325,500	372,500	421,500	471,000
	25	250,200	275,400	303,300	326,700	373,900	422,600	471,500
	26	251,100	276,200	304,200	327,900	375,400	423,700	471,900
	27	252,000	277,000	305,100	329,100	376,900	424,800	472,300
	28	252,900	277,800	305,900	330,300	378,300	425,900	472,700
	29	253,700	278,500	306,700	331,600	379,700	426,700	473,100
	30	254,500	279,300	307,700	332,800	381,300	427,500	473,500
	31	255,200	280,100	308,700	334,100	382,700	428,200	473,800
	32	256,000	280,900	309,700	335,300	384,200	429,000	474,100
	33	256,700	281,700	310,700	336,500	385,400	429,400	474,400
	34	257,300	282,500	311,800	337,600	386,500	430,000	474,700
	35	257,900	283,100	312,900	338,800	387,700	430,500	475,000
	36	258,600	283,900	313,800	340,000	388,800	430,900	475,300
	37	259,300	284,800	314,800	341,300	389,800	431,300	475,600
	38	259,900	285,600	315,900	342,500	390,600	431,500	
	39	260,500	286,400	317,000	343,700	391,500	431,800	
	40	261,000	287,100	318,000	344,800	392,600	432,100	

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	41	261,500	287,800	319,000	345,700	393,600	432,400	
	42	262,100	288,600	320,200	346,900	394,600	432,700	
	43	262,700	289,400	321,400	348,000	395,600	433,000	
	44	263,200	290,100	322,500	349,100	396,500	433,300	
	45	263,600	290,800	323,500	350,000	397,300	433,500	
	46	264,200	291,600	324,600	350,900	398,100	433,800	
	47	264,600	292,400	325,700	351,900	399,000	434,100	
	48	265,000	293,100	326,800	352,800	399,800	434,400	
	49	265,400	293,800	327,900	353,700	400,300	434,600	
	50	265,900	294,600	328,900	354,600	401,100	434,800	
	51	266,400	295,200	329,900	355,600	401,900	435,100	
	52	266,900	295,900	331,000	356,500	402,700	435,400	
	53	267,200	296,600	332,000	357,000	403,100	435,600	
	54	267,500	297,300	332,900	357,900	403,800		
	55	267,800	298,000	333,800	358,600	404,500		
定年前	56	268,100	298,600	334,800	359,500	405,100		
	57	268,400	299,300	335,700	360,200	405,500		
再任用	58	268,700	300,100	336,500	360,500	406,000		
	59	269,000	300,800	337,500	360,900	406,600		
短時間	60	269,300	301,400	338,400	361,500	407,200		
	61	269,600	301,900	339,300	362,100	407,600		
勤務職	62	269,900	302,600	340,000	362,800	408,100		
	63	270,200	303,300	340,700	363,500	408,600		
員以外	64	270,500	303,900	341,300	364,100	409,100		
	65	270,800	304,400	341,900	364,800	409,700		
の職員	66	271,100	305,000	342,600	365,300	410,200		
	67	271,400	305,700	343,200	365,900	410,800		
	68	271,700	306,400	343,800	366,500	411,400		
	69	272,000	307,000	344,400	366,800	411,900		
	70	272,300	307,500	344,600	367,300	412,400		
	71	272,600	308,100	345,000	367,700	412,800		
	72	272,800	308,600	345,500	368,200	413,200		
	73	273,000	309,200	346,100	368,700	413,500		
	74	273,300	309,600	346,600	369,200	414,000		
	75	273,600	309,900	347,100	369,700	414,400		
	76	273,800	310,200	347,500	370,100	414,800		
	77	274,000	310,500	348,100	370,400	415,200		
	78	274,300	310,800	348,600	370,700	415,700		
	79	274,600	311,000	349,000	370,900	416,100		
	80	274,800	311,300	349,500	371,200	416,500		

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	81	275,000	311,600	350,000	371,700	416,900		
	82	275,300	311,800	350,300	372,000	417,400		
	83	275,600	312,100	350,500	372,300	417,800		
	84	275,800	312,400	350,800	372,600	418,200		
	85	276,000	312,600	351,200	373,000	418,600		
	86		312,800	351,600	373,300			
	87		313,000	351,900	373,600			
	88		313,200	352,200	373,900			
	89		313,600	352,500	374,300			
	90		313,800	352,700	374,600			
	91		314,000	353,100	374,800			
	92		314,200	353,400	375,100			
	93		314,600	353,600	375,400			
	94		314,800	353,900	375,800			
	95		315,000	354,200	376,200			
	96		315,300	354,400	376,600			
	97		315,600	354,600	377,100			
	98		315,800	354,900	377,500			
	99		316,000	355,200	377,900			
	100		316,300	355,400	378,300			
	101		316,600	355,600	378,800			
	102		316,800	355,800				
	103		317,000	356,200				
	104		317,300	356,400				
	105		317,600	356,600				
	106			356,900				
	107			357,300				
	108			357,700				
	109			357,900				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		219,900	247,700	279,200	294,400	323,100	368,700	414,700

備考　この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ　医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	232,500	265,700	304,700	318,200	342,300	386,200
	2	234,400	267,800	305,200	318,700	343,300	388,000
	3	236,200	270,000	305,700	319,200	344,300	389,700
	4	237,900	272,200	306,200	319,700	345,300	391,500
	5	239,600	274,400	306,600	320,200	346,400	393,400
	6	241,500	275,400	307,100	320,700	347,600	395,400
	7	243,400	276,200	307,600	321,300	348,800	397,500
	8	245,100	277,100	308,000	321,700	350,000	399,600
	9	246,800	277,900	308,400	322,200	351,000	401,300
	10	248,700	279,000	308,900	322,700	352,200	403,400
	11	250,600	280,100	309,400	323,300	353,400	405,500
	12	252,500	281,000	309,900	323,800	354,500	407,500
	13	254,300	281,800	310,300	324,200	355,600	409,400
	14	256,300	282,500	310,800	324,800	356,700	411,000
	15	258,300	283,200	311,200	325,500	357,900	412,800
	16	260,300	284,000	311,700	326,100	359,000	414,600
	17	262,300	285,100	312,200	326,800	360,100	416,300
定年前	18	264,300	286,000	312,600	327,700	361,200	418,000
	19	266,400	286,900	313,100	328,600	362,300	420,000
再任用	20	268,400	287,800	313,500	329,500	363,400	421,700
	21	270,300	288,800	314,000	330,300	364,500	423,400
短時間	22	271,500	289,800	314,400	331,300	365,700	425,100
	23	272,600	290,700	314,900	332,200	366,800	426,900
勤務職	24	273,600	291,700	315,300	333,000	367,900	428,700
	25	274,700	292,500	315,800	333,800	368,900	430,300
員以外	26	275,500	293,400	316,400	334,700	370,200	432,000
	27	276,300	294,300	317,100	335,600	371,500	433,800
の職員	28	277,100	295,200	317,800	336,500	372,800	435,600
	29	277,900	296,200	318,500	337,300	374,000	437,100
	30	278,600	296,900	319,200	338,400	375,500	438,600
	31	279,300	297,600	319,900	339,500	377,000	440,100
	32	279,900	298,300	320,700	340,600	378,500	441,400
	33	280,600	298,900	321,500	341,800	379,700	442,600
	34	281,200	299,500	322,300	342,800	381,200	443,700
	35	281,800	300,000	323,000	343,900	382,600	444,900
	36	282,300	300,400	323,700	345,000	384,000	446,100
	37	282,800	300,800	324,500	346,100	385,400	447,400
	38	283,500	301,400	325,300	347,200	386,400	448,500
	39	284,200	301,900	326,100	348,300	387,800	449,700
	40	284,900	302,300	326,900	349,400	389,100	450,900
	41	285,600	302,700	327,600	350,200	390,400	452,100
	42	286,200	303,200	328,500	351,300	391,800	453,100
	43	286,900	303,600	329,500	352,400	393,100	454,200
	44	287,500	304,100	330,400	353,400	394,400	455,300

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	45	288,300	304,600	331,300	354,300	395,900	456,300
	46	289,000	305,000	332,300	355,200	397,100	456,800
	47	289,700	305,500	333,300	356,200	398,200	457,300
	48	290,300	305,900	334,200	357,200	399,400	457,700
	49	290,800	306,400	335,100	358,400	400,500	458,300
	50	291,300	306,800	336,000	359,700	401,400	458,800
	51	291,700	307,300	337,000	360,900	402,400	459,200
	52	292,100	307,800	338,000	362,100	403,300	459,700
	53	292,400	308,200	338,800	363,000	403,900	460,200
	54	292,900	308,600	339,700	364,200	404,700	460,600
	55	293,300	309,100	340,700	365,300	405,500	460,900
	56	293,700	309,500	341,600	366,600	406,300	461,200
	57	294,100	310,000	342,500	367,600	407,000	461,600
	58	294,500	310,700	343,400	368,500	407,700	
	59	294,800	311,400	344,400	369,600	408,400	
	60	295,100	312,100	345,300	370,800	409,000	
	61	295,500	312,800	346,200	371,900	409,600	
定年前	62	295,900	313,700	347,300	373,100	410,200	
	63	296,300	314,600	348,500	374,300	410,900	
再任用	64	296,600	315,300	349,700	375,300	411,500	
	65	296,900	316,000	350,400	376,300	412,200	
短時間	66	297,300	316,900	351,500	377,300	412,700	
	67	297,700	317,700	352,600	378,400	413,300	
勤務職	68	298,000	318,500	353,500	379,500	413,800	
	69	298,400	319,200	354,600	380,300	414,200	
員以外	70	298,900	320,100	355,300	381,400	414,800	
	71	299,300	321,000	356,400	382,500	415,200	
の職員	72	299,600	321,800	357,500	383,500	415,500	
	73	300,000	322,700	358,600	384,200	415,800	
	74	300,500	323,500	359,800	385,000	416,300	
	75	301,000	324,400	360,900	385,800	416,700	
	76	301,500	325,300	362,000	386,500	417,000	
	77	302,000	326,100	363,100	387,100	417,300	
	78	302,500	327,000	364,200	387,600	417,800	
	79	303,100	327,900	365,200	388,100	418,300	
	80	303,500	328,700	366,300	388,600	418,700	
	81	304,000	329,200	367,200	389,200	419,000	
	82	304,400	329,900	368,200	389,700	419,400	
	83	304,900	330,700	369,100	390,200	419,900	
	84	305,400	331,500	370,100	390,700	420,300	
	85	305,800	332,300	371,000	391,100	420,700	
	86	306,200	333,100	371,800	391,500	421,100	
	87	306,700	334,100	372,600	392,100	421,600	
	88	307,200	335,100	373,400	392,600	422,000	

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	89	307,600	336,000	374,000	392,900	422,400	
	90	308,100	337,000	374,600	393,400		
	91	308,600	338,000	375,200	393,700		
	92	309,100	339,000	375,800	394,000		
	93	309,600	339,800	376,200	394,600		
	94	309,900	340,500	376,600	395,100		
	95	310,400	341,200	377,100	395,600		
	96	310,900	341,800	377,500	396,100		
	97	311,400	342,200	378,000	396,700		
	98	311,900	342,500	378,400	397,200		
	99	312,300	343,000	378,900	397,700		
	100	312,700	343,600	379,300	398,100		
	101	313,100	344,000	379,600	398,700		
	102	313,500	344,500	380,100	399,200		
	103	313,900	345,100	380,400	399,700		
	104	314,200	345,600	380,700	400,200		
	105	314,500	346,000	381,100	400,800		
定年前	106	314,900	346,500	381,600	401,200		
	107	315,300	347,000	382,100	401,700		
再任用	108	315,600	347,500	382,600	402,200		
	109	315,800	347,900	383,100	402,800		
短時間	110	316,100	348,200	383,600			
	111	316,300	348,500	384,100			
勤務職	112	316,600	348,800	384,500			
	113	316,900	349,100	384,900			
員以外	114	317,100	349,500	385,300			
	115	317,400	349,800	385,800			
の職員	116	317,600	350,100	386,300			
	117	317,900	350,300	386,700			
	118	318,100	350,600	387,200			
	119	318,400	350,900	387,700			
	120	318,700	351,100	388,200			
	121	319,000	351,300	388,500			
	122	319,300	351,600				
	123	319,600	351,900				
	124	319,900	352,200				
	125	320,100	352,400				
	126	320,300	352,700				
	127	320,600	353,000				
	128	321,000	353,200				
	129	321,200	353,400				
	130	321,500	353,600				
	131	321,800	353,900				
	132	322,200	354,100				

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	133	322,400	354,400				
	134	322,700	354,800				
	135	323,000	355,200				
	136	323,300	355,600				
	137	323,500	355,900				
	138	323,800	356,300				
	139	324,100	356,700				
	140	324,400	357,100				
	141	324,600	357,400				
	142	324,900	357,800				
	143	325,300	358,100				
	144	325,600	358,500				
	145	325,800	358,800				
	146	326,000	359,200				
	147	326,300	359,600				
	148	326,600	360,000				
	149	326,800	360,300				
	150	327,000	360,700				
	151	327,300	361,100				
	152	327,600	361,500				
	153	328,000	361,800				
	154	328,200					
	155	328,400					
	156	328,700					
	157	329,000					
	158	329,300					
	159	329,600					
	160	329,900					
	161	330,300					
	162	330,600					
	163	330,900					
	164	331,200					
	165	331,600					
	166	331,900					
	167	332,200					
	168	332,500					
	169	332,900					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		270,400	292,600	300,900	312,600	331,000	372,300

備考　この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

市町村立学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	223,000	244,500	344,100	374,500	461,800
	2	225,400	246,900	346,000	376,000	463,100
	3	227,800	249,300	347,900	377,600	464,300
	4	230,100	251,800	349,700	379,100	465,600
	5	232,300	254,300	351,400	380,500	466,700
	6	234,700	256,700	353,300	381,900	467,800
	7	236,900	259,100	355,200	383,200	469,000
	8	239,100	261,600	357,000	384,600	470,300
	9	241,300	264,000	358,900	386,100	471,600
	10	243,500	265,600	360,900	387,400	472,800
	11	245,700	267,200	362,800	388,800	473,900
	12	248,000	268,800	364,600	390,100	475,000
	13	250,200	270,400	366,400	391,500	476,200
	14	252,300	271,800	368,100	392,800	477,000
	15	254,400	273,200	369,700	394,000	477,800
	16	256,500	274,600	371,300	395,200	478,700
	17	258,600	276,000	372,900	396,200	479,600
定年前	18	260,400	277,200	374,300	397,500	480,000
	19	262,100	278,400	375,600	398,800	480,500
再任用	20	263,800	279,600	376,800	399,900	481,000
	21	265,500	280,900	378,200	400,900	481,500
短時間	22	266,800	282,000	379,600	402,100	481,900
	23	268,100	283,100	381,000	403,300	482,400
勤務職	24	269,300	284,300	382,300	404,400	482,900
	25	270,500	285,600	383,600	405,400	483,400
員以外	26	271,600	287,300	385,100	406,500	
	27	272,700	289,000	386,500	407,600	
の職員	28	273,800	290,700	387,800	408,700	
	29	275,000	292,400	389,000	409,800	
	30	276,100	294,400	390,400	411,000	
	31	277,200	296,600	391,700	412,100	
	32	278,200	298,900	393,000	413,200	
	33	279,300	301,100	394,300	414,200	
	34	280,300	303,300	395,400	415,300	
	35	281,300	305,600	396,500	416,500	
	36	282,400	307,800	397,700	417,700	
	37	283,600	309,900	398,900	418,800	
	38	284,500	311,800	400,000	420,100	
	39	285,500	313,700	401,200	421,200	
	40	286,600	315,500	402,300	422,300	
	41	287,800	317,400	403,400	423,400	
	42	288,900	319,300	404,500	424,700	
	43	290,000	321,100	405,700	425,700	
	44	291,100	322,800	406,800	426,800	

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	292,000	324,500	407,900	428,000	
	46	292,800	326,300	409,100	429,200	
	47	293,600	328,000	410,300	430,400	
	48	294,400	329,700	411,400	431,600	
	49	295,000	331,400	412,300	432,700	
	50	295,800	333,200	413,500	433,700	
	51	296,500	335,000	414,500	435,000	
	52	297,200	336,700	415,600	436,200	
	53	298,000	338,100	416,400	437,400	
	54	298,800	340,000	417,500	438,500	
	55	299,400	341,800	418,500	439,600	
	56	300,100	343,500	419,500	440,700	
	57	300,800	345,300	420,600	441,700	
	58	301,600	347,200	421,600	442,900	
	59	302,400	348,900	422,700	444,100	
	60	303,000	350,700	423,800	445,300	
	61	303,600	352,500	424,800	445,900	
定年前	62	304,300	354,300	425,900	446,700	
	63	305,000	356,000	427,000	447,400	
再任用	64	305,500	357,700	428,000	447,900	
	65	306,200	359,400	428,900	448,200	
短時間	66	306,900	360,800	429,800	448,500	
	67	307,500	362,200	430,800	448,900	
勤務職	68	308,100	363,700	431,800	449,300	
	69	308,800	365,300	432,600	449,600	
員以外	70	309,500	366,800	433,400	450,000	
	71	310,100	368,300	434,100	450,300	
の職員	72	310,800	369,800	434,900	450,600	
	73	311,300	371,200	435,600	450,900	
	74	312,000	372,800	436,200	451,200	
	75	312,700	374,300	436,900	451,500	
	76	313,200	375,700	437,600	451,800	
	77	313,800	377,100	438,200	452,000	
	78	314,500	378,600	438,900	452,300	
	79	315,100	380,100	439,400	452,600	
	80	315,700	381,700	440,000	452,800	
	81	316,200	383,000	440,400	453,000	
	82	316,800	384,300	440,800		
	83	317,400	385,600	441,100		
	84	318,000	386,800	441,300		
	85	318,400	387,900	441,500		
	86	318,800	389,100	441,800		
	87	319,300	390,100	442,100		
	88	319,800	391,200	442,300		

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	89	320,200	392,200	442,500		
	90	320,600	393,300	442,800		
	91	321,000	394,400	443,100		
	92	321,400	395,400	443,300		
	93	321,700	396,500	443,500		
	94	322,100	397,600	443,800		
	95	322,500	398,600	444,100		
	96	322,800	399,700	444,300		
	97	323,100	400,700	444,500		
	98	323,500	401,700	444,800		
	99	323,800	402,600	445,100		
	100	324,100	403,500	445,300		
	101	324,500	404,300	445,500		
	102	324,800	405,300	445,800		
	103	325,100	406,100	446,100		
	104	325,400	407,000	446,300		
	105	325,600	407,800	446,500		
定年前	106	325,900	408,700			
	107	326,200	409,600			
再任用	108	326,400	410,500			
	109	326,600	411,300			
短時間	110	326,800	412,300			
	111	327,100	413,200			
勤務職	112	327,400	414,100			
	113	327,600	414,700			
員以外	114	327,800	415,600			
	115	328,000	416,500			
の職員	116	328,300	417,400			
	117	328,600	418,200			
	118	328,800	418,900			
	119	329,100	419,700			
	120	329,400	420,500			
	121	329,600	421,100			
	122	329,800	421,800			
	123	330,000	422,500			
	124	330,300	423,100			
	125	330,600	423,700			
	126		424,400			
	127		424,900			
	128		425,500			
	129		426,100			
	130		426,700			
	131		427,200			
	132		427,700			

職員の区分	職務の級 / 号給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	133		428,000			
	134		428,300			
	135		428,500			
	136		428,800			
	137		429,100			
	138		429,400			
	139		429,700			
	140		430,000			
	141		430,300			
	142		430,600			
	143		430,900			
	144		431,200			
	145		431,400			
	146		431,700			
	147		432,000			
	148		432,200			
	149		432,400			
	150		432,700			
	151		433,000			
	152		433,200			
	153		433,400			
	154		433,700			
	155		434,000			
	156		434,200			
	157		434,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		259,100	310,000	340,900	370,000	460,300

備考　1　この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2　この表の適用を受ける職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に、その職務の級が３級である職員にあっては11,500円を、４級である職員にあっては4,000円をそれぞれ加算した額とする。

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

別添１

国家公務員の給与等に関する
人事院の報告及び勧告

目　　次

令和８年　人事院勧告・報告の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70

令和8年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に 国民を幸せに 人事院 National Personnel Authority

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

◆ **本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格** 〔令和9年夏に具体的な内容を報告〕

- ✓ **職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に**
- ✓ **能力・実績に応じた人事運用**を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、**勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度**の導入

※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

◆ **転勤の経済的負担の軽減**

- ✓ 単身赴任者か否かにかかわらず、**転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設**

◆ **働きやすい環境の整備**

- ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、**伴走支援の対象府省を拡大**

◆ **柔軟な働き方の推進**

- ✓ 事由を問わない年7日の**無給休暇の新設**
- ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化

◆ **「成長できる職場」の整備**

- ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

◆ **採用試験等の見直し**

- ✓ **基礎能力試験へのCBT方式（オンライン試験）の導入**
  〔対象〕
  ・令和9年度経験者採用試験
  ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
  ・令和11年春の総合職全区分【予定】
- ✓ **技術系人材の確保**に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大

◆ **アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進**

- ✓ 専門人材等の情報を集約した**人材プールの整備・活用**

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

◆ **「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進**
～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～

◆ **国家公務員行動規範の更なる浸透**

国家公務員行動規範

- ➢ 「国民を第一」に考えた行動
- ➢ 「中立・公正」な立場での職務遂行
- ➢ 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に 国民を幸せに 人事院 National Personnel Authority

● 職員の給与の改定（勧告・報告）

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準［官民較差：15,056円（3.51%）］

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和７年を上回る改定
  ※ 行政職俸給表（一）の平均改定率は、3.3%（モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善）

  民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ（総合職・一般職ともに9,500円の引上げ）

- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善（行政職俸給表（一）の平均改定率8.5%）

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- **転居に関する手当の新設** 【令和9年4月実施】
  転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設（距離区分に応じて手当額を設定）
  例 東京から大阪に異動する場合の手当額（年額） 約22万円［単身赴任者は約49万円］
  ※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額（年間36万円）を支給

- **広域異動手当の支給割合の引上げ** 【令和8年4月実施】
  広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ（距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%）

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月（期末手当及び勤勉手当に均等に配分）【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- **特定任期付職員の勤勉手当の見直し** 【令和9年4月実施】
  高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保（最高で年間約3,380万円）

令和8年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に 国民を幸せに
人事院
National Personnel Authority

● 職員の勤務時間及び休暇の改定（勧告）【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が**事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設** ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➢ **日単位の無給休暇**

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➢ **時間単位の無給休暇**

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が**1日に満たない場合でも指定可能**とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正（意見の申出）【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法（令和8年7月成立）の内容を踏まえ、**職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃**

別添２

参　考　資　料

目　　次

1　職員給与関係資料

令和８年県職員給与等実態調査の概要 ･････････････････････････････････････ 76

第１表　職員の給料表別職員数、平均年齢及び平均給与月額の推移 ･････････ 77

第２表　職員の給料表別、性別及び学歴別人員構成比･････････････････････ 78

第３表　職員の給料表別平均給与月額･････････････････････････････････････ 79

第４表　職員の給料表別諸手当支給状況･････････････････････････････････ 80

第５表　職員の職務の級別、号給別人員･････････････････････････････････ 96

第６表　職員の給料表別、年齢別人員･････････････････････････････････････ 113

（参考）職員の年齢構成及び平均給与月額・平均年齢の推移 ･････････････････ 115

2　民間給与関係資料

令和８年職種別民間給与実態調査の概要･････････････････････････････････ 116

第７表　産業別、企業規模別調査事業所数･････････････････････････････ 117

第８表　職種別、学歴別、企業規模別初任給･････････････････････････････ 118

第９表　企業規模別、職種別、学歴別給与額等･････････････････････････ 119

第 10 表　民間における初任給の改定状況･････････････････････････････ 126

第 11 表　民間におけるベース改定の実施状況･････････････････････････ 126

第 12 表　民間における定期昇給の実施状況･････････････････････････････ 127

第 13 表　民間における住宅手当の支給状況･････････････････････････････ 127

第 14 表　民間における転勤をした者に対する手当等の支給状況･･････････ 128

第 15 表　転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況･････････････････････ 128

第 16 表　民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況･････････････････ 128

第 17 表　民間における定年制の状況･････････････････････････････････････ 129

第 18 表　定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由
とした給与減額の状況･･･ 129

第 19 表　定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額
している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準 ･････ 129

3　生計費及び物価指数

第 20 表　宮崎市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和８年４月）････ 130

第 21 表　物価指数･･･ 131

１　職員給与関係資料

令和８年県職員給与等実態調査の概要

１　調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得るために実施したものである。

２　調査の時期及び対象職員

職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号）、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 32 年宮崎県条例第 26 号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮崎県条例第 1 号）の適用を受ける職員（休職者、育児休業の承認を受けた職員、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び臨時的任用職員等を除く。）で令和８年４月１日に在職する者

３　調査の内容

令和８年４月分の給与、年齢、学歴等について調査した。

第１表　職員の給料表別職員数、平均年齢及び平均給与月額の推移

給料表の区分		職員数				平均年齢		平均給与月額		
		令７．４．１現在	令８．４．１現在	構成比	増加率	令７．４．１現在	令８．４．１現在	令７．４．１現在	令８．４．１現在	増加率
		人	人	%	%	歳	歳	円	円	%
全職員		14,329 (14,626)	14,316 (14,792)	100.0 (100.0)	-0.1 (1.1)	41.6 (42.0)	41.4 (42.0)	383,865 (382,372)	396,919 (394,455)	3.4 (3.2)
	うち行政職員	4,126 (4,201)	4,123 (4,233)	28.8 (28.6)	-0.1 (0.8)	40.8 (41.1)	40.6 (41.1)	351,643 (350,582)	362,382 (360,704)	3.1 (2.9)
県関係職員	計	8,899 (9,042)	8,912 (9,149)	62.3 (61.9)	0.1 (1.2)	41.2 (41.5)	41.1 (41.6)	375,929 (374,795)	388,522 (386,604)	3.3 (3.2)
	行政職	3,915 (3,983)	3,909 (4,009)	27.3 (27.1)	-0.2 (0.7)	40.8 (41.1)	40.7 (41.2)	353,434 (352,413)	364,336 (362,697)	3.1 (2.9)
	公安職	1,964 (1,972)	1,957 (1,971)	13.7 (13.3)	-0.4 (-0.1)	37.7 (37.8)	37.8 (38.0)	364,027 (363,767)	376,809 (376,331)	3.5 (3.5)
	教育職	2,462 (2,519)	2,472 (2,576)	17.3 (17.4)	0.4 (2.3)	44.6 (45.0)	44.5 (45.2)	415,609 (413,406)	430,896 (426,820)	3.7 (3.2)
	研究職	170 (172)	168 (174)	1.2 (1.2)	-1.2 (1.2)	40.0 (40.3)	39.6 (40.3)	356,508 (356,157)	364,401 (363,239)	2.2 (2.0)
	医療職(一)	39 (39)	39 (39)	0.3 (0.3)	0.0 (0.0)	37.7 (37.7)	36.2 (36.2)	872,742 (872,742)	899,567 (899,567)	3.1 (3.1)
	医療職(二)	213 (218)	216 (224)	1.5 (1.5)	1.4 (2.8)	41.2 (41.7)	40.6 (41.4)	380,990 (379,157)	390,404 (387,853)	2.5 (2.3)
	医療職(三)	136 (139)	150 (155)	1.0 (1.0)	10.3 (11.5)	40.1 (40.6)	40.6 (41.2)	350,931 (349,643)	363,491 (361,382)	3.6 (3.4)
	特定任期付職員	－	1 (1)	0.0 (0.0)	－	－	x (x)	－	x (x)	－
市町村立学校職員	計	5,430 (5,584)	5,404 (5,643)	37.7 (38.1)	-0.5 (1.1)	42.4 (42.9)	42.0 (42.8)	396,869 (394,643)	410,768 (407,183)	3.5 (3.2)
	教育職	5,218 (5,365)	5,189 (5,418)	36.2 (36.6)	-0.6 (1.0)	42.5 (43.0)	42.1 (42.9)	400,041 (397,791)	414,232 (410,576)	3.5 (3.2)
	学校栄養職	1 (1)	1 (1)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	x (x)	x (x)	x (x)	x (x)	x (x)
	事務職	211 (218)	214 (224)	1.5 (1.5)	1.4 (2.8)	39.8 (40.5)	39.6 (40.5)	318,413 (317,130)	326,693 (325,035)	2.6 (2.5)

（注）１　給与月額は、給料（給料の調整額、教職調整額を含む。）、扶養手当、地域手当、管理職手当及び住居手当等の合計額である。
２　各欄の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にならない。
３　「x」は、調査人員が１人であるため、秘匿したことを表す（以下第５表までにおいて同じ。）。
４　定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」（以下「給与条例」という。）附則第17項及び「市町村立学校職員の給与等に関する条例」（以下「市町村立学校給与条例」という。）附則第13項により給料月額が決定される職員を除いた数値である（以下第６表までにおいて同じ。）。
５　（　）内は、給与条例附則第17項及び市町村立学校給与条例附則第13項により給料月額が決定される職員を含めた数値である。

第２表　職員の給料表別、性別及び学歴別人員構成比

給料表の区分		性別人員構成比		学歴別人員構成比			
		男	女	大学卒 ①	短大卒 ②	高校卒 ③	中学卒 ④
		%	%	%	%	%	%
全職員		58.6	41.4	81.4	5.2	13.0	0.4
	うち行政職員	68.3	31.7	73.3	2.3	23.3	1.1
県関係職員	計	68.1	31.9	76.5	3.0	20.0	0.5
	行政職	69.6	30.4	74.8	2.0	22.3	0.9
	公安職	87.7	12.3	56.4	1.2	42.5	－
	教育職	55.3	44.7	92.4	4.4	3.0	0.3
	研究職	68.5	31.5	99.4	－	0.6	－
	医療職(一)	79.5	20.5	100.0	－	－	－
	医療職(二)	49.5	50.5	93.1	6.9	－	－
	医療職(三)	9.3	90.7	68.7	31.3	－	－
	特定任期付職員	x	x	x	x	x	x
市町村立学校職員	計	43.0	57.0	89.5	8.8	1.6	0.1
	教育職	42.9	57.1	91.2	8.8	－	－
	学校栄養職	x	x	x	x	x	x
	事務職	44.9	55.1	47.2	8.9	40.2	3.7

（注）１　学歴区分は、給与決定上の学歴である。
　　２　学歴別人員構成比の計（①＋②＋③＋④）は四捨五入の関係で必ずしも100％にはならない。

第３表　職員の給料表別平均給与月額

給料表の区分		平均給与月額								
		給料の月額 ①	うち給料の調整額	うち教職調整額	扶養手当 ②	地域手当 ③	管理職手当 ④	住居手当 ⑤	その他 ⑥	計 ⑦
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
全職員		369,461	1,399	8,755	10,218	482	5,484	8,071	3,202	396,919
	うち行政職員	335,960	223	－	9,748	916	6,528	8,293	937	362,382
県関係職員	計	360,234	1,501	4,992	11,565	775	4,639	7,985	3,324	388,522
	行政職	337,220	235	－	10,054	966	6,886	8,324	886	364,336
	公安職	349,048	－	－	16,405	114	2,213	6,324	2,704	376,809
	教育職	406,580	3,397	17,997	11,176	－	3,264	8,601	1,275	430,896
	研究職	345,210	－	－	7,235	－	1,908	9,441	606	364,401
	医療職(一)	443,331	2,159	－	6,179	74,434	15,700	9,246	350,677	899,567
	医療職(二)	351,730	14,390	－	8,113	－	4,129	8,200	18,231	390,404
	医療職(三)	348,166	5,824	－	5,513	－	1,337	8,474	－	363,491
	特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x
市町村立学校職員	計	384,678	1,230	14,961	7,997	－	6,877	8,213	3,002	410,768
	教育職	387,637	1,281	15,581	8,149	－	7,162	8,235	3,049	414,232
	学校栄養職	x	x	x	x	x	x	x	x	x
	事務職	312,949	－	－	4,147	－	－	7,720	1,878	326,693

（注）　その他は初任給調整手当、特地勤務手当、へき地手当及び単身赴任手当（基礎額）の合計額である。
（注）　各欄の計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）は四捨五入の関係で必ずしも⑦とは一致しない。

第４表　職員の給料表別諸手当支給状況

その１　給料の調整額、教職調整額、管理職手当

給料表の区分		職員数	給料の調整額					教職調整額	
			受給者数				受給者１人当たり額	受給者数	受給者１人当たり額
			計	調整数１	調整数２	調整数３			
		人	人	人	人	人	円	人	円
全職員		14,316	1,608	1,439	64	105	12,455	6,867	18,252
	うち行政職員	4,123	66	49	4	13	13,903	－	－
県関係職員	行政職	3,909	66	49	4	13	13,903	－	－
	公安職	1,957	－	－	－	－	－	－	－
	教育職	2,472	763	763	－	－	11,006	2,345	18,971
	研究職	168	－	－	－	－	－	－	－
	医療職(一)	39	3	－	3	－	28,067	－	－
	医療職(二)	216	127	21	14	92	24,475	－	－
	医療職(三)	150	44	1	43	－	19,855	－	－
	特定任期付職員	1	x	x	x	x	x	x	x
市町村立学校職員	教育職	5,189	605	605	－	－	10,985	4,522	17,879
	学校栄養職	1	x	x	x	x	x	x	x
	事務職	214	－	－	－	－	－	－	－

管理職手当										
受給者数										受給者1人当たり額
計	一種		二種		三種		四種		五種	
	一	二	一	二	一	二	一	二	一	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	円
1,246	17	3	34	43	176	163	431	141	238	63,008
370	17	3	28	33	108	132	17	－	32	72,746
370	17	3	28	33	108	132	17	－	32	72,746
54	－	－	6	8	28	12	－	－	－	80,213
127	－	－	－	－	10	－	69	38	10	63,541
6	－	－	－	－	－	－	6	－	－	53,433
7	－	－	－	1	－	6	－	－	－	87,471
12	－	－	－	1	－	11	－	－	－	74,325
3	－	－	－	－	－	2	1	－	－	66,867
x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
667	－	－	－	－	30	－	338	103	196	55,720
x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

その２　初任給調整手当、扶養手当、地域手当

給料表の区分		初任給調整手当			扶養			
		受給者数		受給者１人当たり額	受給者数	うち下記の扶養親族を有する者		
		計	医師		計	子	特定期間の子	子以外の扶養親族
		人	人	円	人	人	人	人
全職員		132	39	133,291	5,328	5,258	2,255	96
うち行政職員		－	－	－	1,523	1,505	679	23
県関係職員	行政職	－	－	－	1,486	1,469	657	22
	公安職	－	－	－	1,099	1,096	355	7
	教育職	－	－	－	996	986	473	14
	研究職	1	－	10,000	53	50	19	3
	医療職(一)	39	39	350,677	10	10	3	－
	医療職(二)	92	－	42,478	64	63	23	2
	医療職(三)	－	－	－	32	30	10	4
	特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x
市町村立学校職員	教育職	－	－	－	1,550	1,517	692	43
	学校栄養職	x	x	x	x	x	x	x
	事務職	－	－	－	37	36	22	1

（注）　特定期間の子とは、「満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子」をいう。

手　　当		地　域　手　当							
受給者１人当たり額	平　均 扶　養 親族数	受　給　者　数							受給者１人当たり額
		計	６級地 (4%)	５級地 (8%)	２級地 (16%)	１級地 (20%)	(その他)	医（一）	
円	人	人	人	人	人	人	人	人	円
27,456	1.9	107	2	11	11	43	1	39	64,510
26,388	1.8	62	－	10	11	41	－	－	60,917
26,448	1.8	62	－	10	11	41	－	－	60,917
29,213	2.1	6	2	1	－	2	1	－	37,131
27,737	1.9	－	－	－	－	－	－	－	－
22,934	1.6	－	－	－	－	－	－	－	－
24,100	1.7	39	－	－	－	－	－	39	74,434
27,383	1.9	－	－	－	－	－	－	－	－
25,844	1.9	－	－	－	－	－	－	－	－
x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
27,280	1.9	－	－	－	－	－	－	－	－
x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
23,986	1.6	－	－	－	－	－	－	－	－

その３　住居手当、通勤手当

給料表の区分		住居手当						
		借家・借間等					留守家族	
		受給者数（手当額別）				受給者１人当たり額	受給者数	受給者１人当たり額
		計	11,000円以下	11,100円以上28,000円未満	28,000円			
		人	人	人	人	円	人	円
全職員		4,847	60	3,596	1,191	23,751	33	13,094
	うち行政職員	1,400	9	986	405	24,346	8	13,375
県関係職員	行政職	1,325	6	924	395	24,477	8	13,375
	公安職	500	1	345	154	24,489	10	13,240
	教育職	870	1	654	215	24,397	3	12,167
	研究職	68	－	59	9	23,325	－	－
	医療職(一)	13	－	3	10	27,738	－	－
	医療職(二)	71	－	51	20	24,749	1	14,000
	医療職(三)	51	－	35	16	24,924	－	－
	特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x
市町村立学校職員	教育職	1,874	49	1,463	362	22,727	11	12,927
	学校栄養職	x	x	x	x	x	x	x
	事務職	75	3	62	10	22,027	－	－

通勤手当						
受給者数 合計	交通機関利用者					
	受給者数（手当額別）					
	計	5,000円 未満	5,000円 以上	10,000円 以上	15,000円 以上	20,000円 以上
人	人	人	人	人	人	人
11,876	755	5	198	292	67	23
	180	－	4	4	4	7
3,107	601	2	157	246	54	14
	106	－	3	3	3	6
2,920	601	2	157	246	54	14
	104	－	3	3	3	6
1,423	87	2	28	29	10	1
	17	－	－	－	－	1
2,180	25	1	4	6	2	2
	44	－	1	1	1	－
154	3	－	－	1	－	1
	2	－	－	－	－	－
22	2	－	－	－	－	－
	1	－	－	－	－	－
197	10	－	5	－	1	2
	5	－	－	－	－	－
128	12	－	1	6	－	1
	2	－	－	－	－	－
x	x	x	x	x	x	x
	x	x	x	x	x	x
4,663	14	－	3	3	－	2
	3	－	－	－	－	－
x	x	x	x	x	x	x
	x	x	x	x	x	x
187	－	－	－	－	－	－
	2	－	－	－	－	－

（注）　交通機関利用者のうち、上段は、交通機関のみを利用する職員の内訳
下段は、交通機関を併用する職員の内訳

その４　通勤手当（つづき）

給料表の区分		通勤手当						
		交通機関利用者（つづき）						
		受給者数（手当額別）						受給者１人当たり額
		25,000円以上	30,000円以上	35,000円以上	40,000円以上	45,000円以上	50,000円以上	
		人	人	人	人	人	人	円
全職員		15	39	6	2	1	107	21,400
		6	14	7	5	2	127	63,372
うち行政職		11	27	3	－	1	86	21,026
		2	9	3	－	1	76	62,911
県関係職員	行政職	11	27	3	－	1	86	21,026
		1	9	3	－	1	75	63,070
	公安職	1	7	1	－	－	8	18,786
		－	4	3	－	－	9	58,860
	教育職	1	3	1	1	－	4	26,874
		2	1	1	5	1	31	64,734
	研究職	1	－	－	－	－	－	21,628
		－	－	－	－	－	2	65,416
	医療職（一）	－	－	－	－	－	2	73,397
		－	－	－	－	－	1	83,495
	医療職（二）	－	－	－	－	－	2	23,180
		－	－	－	－	－	5	78,058
	医療職（三）	－	－	－	－	－	4	33,413
		－	－	－	－	－	2	79,093
	特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x
		x	x	x	x	x	x	x
市町村立学校職員	教育職	1	2	1	1	－	1	25,563
		2	－	－	－	－	1	42,222
	学校栄養職	x	x	x	x	x	x	x
		x	x	x	x	x	x	x
	事務職	－	－	－	－	－	－	－
		1	－	－	－	－	1	54,631

（注）　交通機関利用者のうち、上段は、交通機関のみを利用する職員の内訳
下段は、交通機関を併用する職員の内訳

（　　つ　　づ　　き　　）

自転車使用者					自動車等使用者				
受給者数（使用距離別）				受給者１人当たり額	受給者数（使用距離別）				
計	5km未満	5km以上	10km以上		計	5km未満	5km以上	10km以上	15km以上
人	人	人	人	円	人	人	人	人	人
529	470	59	－	2,245	10,412	2,612	2,535	1,367	867
379	344	35	－	2,203	2,021	514	403	257	109
376	343	33	－	2,193	1,839	480	354	224	90
121	101	20	－	2,364	1,198	437	302	113	86
7	7	－	－	2,000	2,104	504	471	248	133
6	5	1	－	2,367	143	13	23	32	35
1	1	－	－	2,000	18	7	3	4	－
8	7	1	－	2,275	174	25	22	24	17
－	－	－	－	－	114	18	15	18	5
x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
7	5	2	－	2,629	4,639	1,094	1,296	671	481
x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
3	1	2	－	3,467	182	34	49	33	19

その５　通勤手当（つづき）

給料表の区分		通勤手当								
		自動車等使用者（つづき）								
		受給者数（使用距離別）								
		20km以上	25km以上	30km以上	35km以上	40km以上	45km以上	50km以上	55km以上	60km以上
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
全職員		502	404	308	386	422	501	229	85	194
	うち行政職員	87	85	67	86	110	165	55	22	61
県関係職員	行政職	81	77	59	80	102	160	53	21	58
	公安職	38	33	27	31	34	53	18	8	18
	教育職	105	80	55	94	117	117	82	30	68
	研究職	8	5	5	5	5	3	3	3	3
	医療職(一)	－	－	－	1	1	1	－	－	1
	医療職(二)	14	1	6	6	7	29	10	7	6
	医療職(三)	2	6	10	4	18	13	1	2	2
	特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x	x
市町村立学校職員	教育職	248	194	138	159	130	120	60	13	35
	学校栄養職	x	x	x	x	x	x	x	x	x
	事務職	6	8	8	6	8	5	2	1	3

（　　つ　　づ　　き　　）

受給者１人当たり額	交通機関との併用者 受給者数 自転車	交通機関との併用者 受給者数 自動車等	交通機関との併用者 受給者１人当たり額	交通機関（併用分除き）のみ 受給者１人当たり額	通勤手当の受給者１人当たり額	駐車場等に係る通勤手当 受給者数	駐車場等に係る通勤手当 受給者１人当たり額	特別加算 特急	特別加算 高速
円	人	人	円	円	円	人	円	人	人
11,079	79	101	63,372	28,910	12,134	577	4,354	234	131
13,143	54	52	62,911	26,895	15,031	328	4,744	163	47
13,401	53	51	63,070	26,834	15,296	328	4,744	162	45
9,162	4	13	58,860	24,609	9,766	212	3,696	17	14
13,170	12	32	64,734	49,287	14,332	21	4,507	34	50
12,454	1	1	65,416	38,283	12,927	3	5,000	2	3
13,092	－	1	83,495	75,996	21,270	1	4,000	3	1
17,271	5	－	78,058	40,806	18,504	4	5,000	7	5
16,423	2	－	79,093	39,496	18,995	7	4,857	6	2
x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
9,314	1	2	42,222	27,032	9,374	1	5,000	2	9
x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
10,530	1	1	54,631	48,431	10,889	－	－	1	2

その６　単身赴任手当、特殊勤務手当

給料表の区分		単身赴任 受給者 計	単身赴任手当基礎額受給者	加算額併給者(職員と配偶者 100km以上	300km以上	500km以上	700km以上	900km以上	1,100km以上
		人	人	人	人	人	人	人	人
全職員		430	322	85	6	－	－	3	1
うち行政職員		69	32	21	3	－	－	2	1
県関係職員	行政職	68	31	21	3	－	－	2	1
	公安職	153	141	8	3	－	－	－	－
	教育職	52	37	12	－	－	－	1	－
	研究職	2	1	1	－	－	－	－	－
	医療職(一)	－	－	－	－	－	－	－	－
	医療職(二)	1	1	－	－	－	－	－	－
	医療職(三)	－	－	－	－	－	－	－	－
	特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x	x
市町村立学校職員	教育職	153	110	43	－	－	－	－	－
	学校栄養職	x	x	x	x	x	x	x	x
	事務職	1	1	－	－	－	－	－	－

手　　当					特殊勤務手当	
数				受給者１人当たり額	受　給　者　数	
等の住居間の距離別）					計	受給者１人当たり額
1,300km 以 上	1,500km 以 上	2,000km 以 上	2,500km 以 上			
人	人	人	人	円	人	円
12	1	－	－	33,777	4,561	10,511
10	－	－	－	42,493	180	8,159
10	－	－	－	42,676	179	8,196
1	－	－	－	31,072	1,544	10,744
1	1	－	－	34,731	932	14,202
－	－	－	－	34,000	18	4,860
－	－	－	－	－	5	22,666
－	－	－	－	30,000	68	11,998
－	－	－	－	－	71	14,140
x	x	x	x	x	x	x
－	－	－	－	32,248	1,743	8,390
x	x	x	x	x	x	x
－	－	－	－	30,000	1	1,520

（注）　特殊勤務手当は、令和８年３月勤務実績に対する４月支給分の額である。

その７　特地勤務・へき地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当

給料表の区分		特地勤務・へき地手当							
		受給者数（級地別）							
		計	１級地	２級地	３級地	４級地	５級地	６級地	準公署
全職員		人 394 (296)	人 79 (35)	人 118 (93)	人 159 (131)	人 29 (28)	人 － (－)	人 － (－)	人 9 (9)
	うち行政職員	50 (38)	5 (1)	23 (20)	20 (15)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	2 (2)
県関係職員	行政職	32 (31)	－ (－)	19 (18)	11 (11)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	2 (2)
	公安職	19 (18)	5 (4)	5 (5)	4 (4)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	5 (5)
	教育職	35 (23)	－ (－)	35 (23)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
	研究職	2 (2)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	2 (2)
	医療職(一)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
	医療職(二)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
	医療職(三)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
	特定任期付職員	x (x)	x (x)	x (x)	x (x)	x (x)	x (x)	x (x)	x (x)
市町村立学校職員	教育職	288 (215)	69 (30)	55 (45)	135 (112)	29 (28)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
	学校栄養職	x (x)	x (x)	x (x)	x (x)	x (x)	x (x)	x (x)	x (x)
	事務職	18 (7)	5 (1)	4 (2)	9 (4)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)

(注)　１　へき地手当は、「へき地学校に準ずる学校」を１級地、「１級地」を２級地とし、以下順次繰上げた級地の欄に記載した。
　　２　（　）内は、「特地勤務手当に準ずる及びへき地手当に準ずる手当」を内書で示した。

	定時制通信教育手当						産業教育手当			
受給者１人当たり額	受　給　者　数					受給者１人当たり額	受　給　者　数			受給者１人当たり額
	計	2%	3%	4%	6%		計	3%	5%	
円	人	人	人	人	人	円	人	人	人	円
38,961	113	3	41	9	60	20,182	308	11	297	18,495
35,896	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
44,469	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
36,900	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
45,459	113	3	41	9	60	20,182	308	11	297	18,495
15,934	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
38,999	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
20,656	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

その８　農林漁業普及指導手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当

給料表の区分		農林漁業普及指導手当				宿日		
		受給者数			受給者１人当たり額	受給		
		計	3%	6%		計	4,700円	5,600円
		人	人	人	円	人	人	人
全職員		138	9	129	21,146	474	35	－
	うち行政職員	138	9	129	21,146	94	13	－
県関係職員	行政職	138	9	129	21,146	94	13	－
	公安職	－	－	－	－	243	21	－
	教育職	－	－	－	－	130	1	－
	研究職	－	－	－	－	－	－	－
	医療職(一)	－	－	－	－	5	－	－
	医療職(二)	－	－	－	－	－	－	－
	医療職(三)	－	－	－	－	－	－	－
	特定任期付職員	x	x	x	x	x	x	x
市町村立学校職員	教育職	－	－	－	－	2	－	－
	学校栄養職	x	x	x	x	x	x	x
	事務職	－	－	－	－	－	－	－

（注）　宿日直手当は、令和８年３月勤務実績に対する４月支給分の額である。

直手当				義務教育等教員特別手当	
者数			受給者１人当たり額	受給者数	
6,400円	7,700円	22,500円		計	受給者１人当たり額
人	人	人	円	人	円
134	300	5	16,595	7,661	4,981
3	78	－	12,371	－	－
3	78	－	12,371	－	－
－	222	－	16,302	－	－
129	－	－	14,885	2,472	4,437
－	－	－	－	－	－
－	－	5	157,500	－	－
－	－	－	－	－	－
－	－	－	－	－	－
x	x	x	x	x	x
2	－	－	9,600	5,189	5,240
x	x	x	x	x	x
－	－	－	－	－	－

第５表　職員の職務の級別、号給別人員

号　　給	行				政		職		
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
1			2			2			
2			1						1
3			1						
4			1					14	
5	10	78	17			1		8	3
6		6	2						7
7		20	71						
8		3	4						
9	23	64	30						
10		5	5	1					
11		23	25						
12		3	2	2					
13	27	26	66						
14		4	2	5			1		
15		70	21						
16		1		3			1		
17	19	19	72	2					
18		4	5	18			7		
19	1	64	20	4			27		
20		1	1	5		1	2		
21	29	14	59	5			18		
22			13	29					
23		49	11	3			4		
24		1	14	10					
25	104	7	13	7					
26	2		52	19			1		
27	10	6	13	4			1		
28	2		11	19			1		
29	93	7	17	9					
30	2		53	9					
31	17	1	10	3					
32			24	34					
33	99	2	12	7	1				
34	6		46	8					
35	18		9	7	1				
36	1		8	30					
37	13	4	7	5					
38			23	10					
39	1		5	13		1			
40			9	28	1				
41	3	2	5	7		10			
42	1		21	17	3	2			
43			3	13	1	27			
44		1	7	21	1	12			
45	1	3	7	8	1	35			
46	1		8	9	8	24			
47	1		4	9	4	39			
48			4	24	1	14			
49	2		1	13	3	14			
50			4	24	12	6			
51		1	1	16	4	8			
52			4	28	4	8			
53	5		1	17	3	17			
54			7	13	6	4			
55			2	15	6	3			
56				23	4	2			
57	3	1	5	10	6	4			
58			3	19	5				
59			3	9	8				
60			2	8	2				
61	2			22	7				
62			1	8	7				
63			1	11	1				
64			2	10	15				
65			3	16	4				
66				12	17				
67			3	11	6	1			
68			4	11	16				
69			3	23	10				
70			1	4	14				
71			1	4	9				
72			3	12	8				
73				8	22	5			
74			3	10	18				
75				7	15				

（注）　各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100％にはならない。

号　　給	行			政			職		
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
76			1	16	18				
77				5	34				
78			1	5	24				
79			1	12	33				
80				15	17				
81	1		1	12	30				
82				9	21				
83			1	11	29				
84			2	10	14				
85				13	114				
86			1	6					
87				6					
88			1	14					
89			1	8					
90			1	13					
91			1	9					
92			1	6					
93			1	156					
94			1						
95									
96									
97			1						
98			1						
99			1						
100									
101									
102									
103									
104			2						
105									
106			1						
107									
108			1						
109			4						
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		1							
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	497	491	900	1,097	588	240	63	22	11
構成比（%）	12.7	12.6	23.0	28.1	15.0	6.1	1.6	0.6	0.3

号　　給	公　　安　　職								
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
1									
2									
3	30								
4									
5									1
6									2
7	26								2
8									1
9									
10									
11	10								
12									
13	13	1							
14									
15	1								
16									
17	25								
18									
19	34	1							
20									
21	14	38							
22									
23	21	5							
24									
25	20	38							
26									
27	6	8							
28								1	
29	6	39	1	3	3			1	
30								1	
31	3	13		2	1				
32								1	
33	3	31		6	2			1	
34				3				1	
35	4	16		7	2			1	
36					1			1	
37		39		6	2			1	
38				1	1				
39	3	15	2	4	1			3	
40				1	1				
41		32	8	5	4			1	
42			3	1	1				
43	2	16	10	7	5		2		
44			1	1	2		1		
45	1	29	18	10	1				
46				2			1		
47		18	16	6	3	5	2		
48			3	1		1	2		
49		34	13	14	5	3	3		
50			1	2	6	3	3		
51		22	12	13	14	3	7		
52				2	3	2	5		
53		20	26	9	9	7	4		
54		1	1	3	9	2			
55		6	15	12	8	3	4		
56			1	2	2	3	4		
57		11	20	5	8	8	3		
58			2	3	4	1	2		
59	2	10	17	10	8	7	5		
60		3	1	4	2	2			
61		13	17	11	10	5			
62			4	1	8	2	3		
63		8	16	9	12	6			
64		1	8	4	9	2			
65		2	15	12	12	8	1		
66			2	4	4				
67			10	11	10	2			
68			1	4	2				
69			12	15	6	3			
70			4	5	7	2			
71			11	17	4	3	1		
72				4	3	4			
73			16	14	3	5	3		
74			1	2	3	2			
75			11	15	5	1			

（注）　各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100％にはならない。

号　　給	公　　安　　職								
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
76			3	6	4	2			
77			9	11	7	4			
78			2	1	4	2			
79		1	3	4	5				
80			7	5	2	2			
81			8	4	7	3			
82			3	1	3	2			
83			7	4	5	2			
84			4		6	3			
85			7	3	3	20			
86			3	1	2				
87			6	5	5				
88			3	1	3				
89			2	1	4				
90				4	2				
91				1	2				
92			1	1					
93			2		32				
94				4					
95				6					
96				3					
97				3					
98				3					
99									
100			1	1					
101				1					
102									
103				2					
104				1					
105				6					
106				1					
107				1					
108									
109									
110				2					
111				4					
112				1					
113				1					
114									
115				2					
116				2					
117				2					
118			1						
119				3					
120				1					
121				1					
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129				1					
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145		1							
146									
147									
148									
149									
150									
計	224	472	371	378	302	135	56	13	6
構成比（%）	11.4	24.1	19.0	19.3	15.4	6.9	2.9	0.7	0.3

号　給	教　育　職				
	１級	２級	特２級	３級	４級
1		27			
2					
3					
4					
5	1	21			
6					
7					
8		2			
9		27			
10					1
11					1
12		1			1
13		26			3
14					2
15					4
16	1				2
17	3	35			2
18					2
19					7
20					1
21		33			23
22					
23	1		1		
24					
25	3	27		1	
26					
27	1	7			
28		2			
29	3	39			
30		1			
31	1	5			
32		2			
33	3	45		1	
34					
35	1	13			
36		1			
37	1	37			
38		2		1	
39		19			
40		1			
41	2	22		1	
42				1	
43	1	22		1	
44					
45	2	21	1	1	
46		1		1	
47	1	21	1	2	
48		1		2	
49	3	22	1	6	
50				5	
51	3	19		6	
52		1		8	
53	5	24		6	
54		1		7	
55	3	30		2	
56		2		1	
57	3	24	1	3	
58		4		5	
59		34	1	4	
60		3	1	2	
61	3	25	2	11	
62		3			
63	5	36			
64		1			
65	1	22	2		
66		6	1		
67	6	29	2		
68		1	1		
69	3	22	5		
70		2			
71	3	25	3		
72		4			
73	3	28	6		
74		5	1		
75	3	29	3		
76		3	6		
77	2	27	5		
78		2	1		
79	9	23	5		
80	1	3	3		
81	3	24	4		
82		2	3		
83	6	25	1		
84		3	7		
85	1	24	4		
86		3	4		
87	2	17	5		
88		4	2		
89	2	22	3		
90		2	3		

（注）　各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100％にはならない。

号　　給	教　　育　　職				
	１級	２級	特２級	３級	４級
91	6	18			
92		3	2		
93	1	32			
94	1		3		
95	5	19	1		
96	1	4	6		
97	4	32	1		
98		4	4		
99	3	14	3		
100	1	4	2		
101	3	28	1		
102	1	5	1		
103	3	21	3		
104		8	3		
105	2	34	12		
106		6			
107	1	18			
108		3			
109		28			
110		8			
111	2	33			
112		7			
113	5	21			
114		6			
115	5	27			
116	2	16			
117		21			
118		7			
119	3	24			
120		19			
121		18			
122		9			
123		18			
124		13			
125	2	14			
126	1	24			
127		7			
128		31			
129	1	16			
130	1	18			
131	1	14			
132		42			
133		28			
134		20			
135		23			
136		32			
137		36			
138		35			
139		26			
140		24			
141		23			
142		24			
143		13			
144		15			
145	1	19			
146					
147	1				
148					
149					
150					
151	1				
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158	1				
159					
160	1				
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
178					
179					
指　定					
計	155	2,059	131	78	49
構成比（%）	6.3	83.3	5.3	3.2	2.0

号　　給	研　　究　　職					医　療　職　(一)			
	１級	２級	３級	４級	５級	１級	２級	３級	４級
1									
2									
3							2		
4									
5							1		1
6									
7							2		
8									
9							1		
10									
11							2		
12									
13						2			
14			1						
15							3		
16									
17						6			
18									
19							1		
20								1	
21			1			3	1		
22			1						
23									
24									
25	5		2			1			
26			2						
27		1							
28			1						
29	7					2			
30		1							
31		4	1						
32						1			
33	8								
34			1						
35		2							
36			2	1					
37	7								
38			1	1					
39		3							
40				1					
41	10	5	1	3				1	
42				1					
43		2		1					
44				2					
45	4	4		1				1	
46									
47	7		3						
48			1	1					
49	2								
50		1	1						
51									
52			1						
53	2	1	1						
54			1	1				1	
55	4		2						
56		1							
57			1						
58			2						
59									
60			1						
61									
62			1						
63								1	
64			1						
65	1		1					2	
66			1						
67			1						
68			1						
69								1	
70			1						
71									
72								1	
73			2					1	
74			1						
75									

（注）　各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100％にはならない。

号　　給	研　　究　　職					医　療　職　(一)			
	１級	２級	３級	４級	５級	１級	２級	３級	４級
76									
77									
78									
79		1							
80			1						
81			2						
82									
83									
84									
85	1								
86			2						
87			1						
88			2						
89			1						
90			2						
91									
92			2						
93			1						
94			1						
95									
96			1						
97			17						
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	58	26	71	13		15	13	10	1
構成比（%）	34.5	15.5	42.3	7.7	0.0	38.5	33.3	25.6	2.6

号　　給	医　　療　　職　　（二）						
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
1			2				
2							
3			3				
4							
5		4	1				
6							
7			8				
8							
9		1	1				
10							1
11			5				
12							1
13		3					2
14							1
15		6	2				3
16			1				
17		2	5		1		1
18			1				
19		7	1				
20							
21			3				
22							
23							
24					2		
25			6				
26							
27							
28					3		
29			5		1		
30							
31			1		4		
32			1	1	3		
33			1	2			
34			2		1	1	
35							
36			5	1			
37					1		
38			2	1			
39			1		2	4	
40			5	8	2		
41					1	1	
42			1	2	1		
43			2	1		1	
44			1	5	4		
45							
46			2	4	1		
47					1		
48				1	2		
49					3	1	
50				4		1	
51							
52			1	1			
53					1		
54				1	1		
55							
56							
57							
58					3		
59			1				
60				1			
61					3		
62				1	3		
63				1	1		
64				1	1		
65							
66					1		
67				1	1		
68							
69							
70				1			
71					3		
72					3		
73					3		
74							
75			1				

（注）　各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100％にはならない。

号　　給	医　療　職　（二）						
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
76				2			
77					1		
78							
79							
80				1			
81							
82							
83							
84					2		
85					2		
86							
87							
88				1			
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
計		23	71	42	62	9	9
構成比（%）	0.0	10.6	32.9	19.4	28.7	4.2	4.2

号　給	医　療　職　(三)					
	１級	２級	３級	４級	５級	６級
1						
2						
3						
4						
5			1			
6						
7			1			
8						
9			3			
10						
11			1			
12						
13			2			
14						
15		2				
16						
17			2			
18						
19		2	1			
20						
21			3			
22						
23		8	4			
24						
25			2			
26			1			
27		4	2			
28						
29		1	2			
30						
31		1	2			
32			1			
33			2			
34			1			
35			3			
36			2	1		2
37						2
38			1			1
39			1			
40			2	4		
41			1			
42				2	1	1
43					1	
44			4	2	1	
45					1	
46				1	1	
47				1	1	
48			1	4		
49				1	1	
50						
51				1		
52			2			
53				1		
54				2	1	
55					2	
56			1	4		
57						
58				2		
59						
60					1	
61						
62				3		
63			1			
64				2	1	
65				1		
66					2	
67						
68						
69				1	1	
70				1		
71					1	
72						
73			1	1		
74						
75				1	1	
76						
77			1	1		
78				1		
79				1		
80						
81						
82				1		
83				1		
84				1		
85				1	4	
86						
87					1	
88						
89				1	1	
90						

(注)　各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号　給	医　療　職　(三)					
	１級	２級	３級	４級	５級	６級
91						
92				1		
93				1		
94						
95						
96						
97				1		
98						
99						
100						
101				1		
102				1		
103						
104						
105						
106						
107				1		
108						
109				1		
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
170						
171						
172						
173						
174						
175						
176						
177						
178						
179						
180						
計		18	52	51	23	6
構成比（%）	0.0	12.0	34.7	34.0	15.3	4.0

号　給	市町村立学校教育職					市町村立学校栄養職						
	１級	２級	特２級	３級	４級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
1												
2												
3												
4												
5												
6					3							
7					13							
8					26							
9					20							
10					7							
11		1			51							
12					6							
13		137			26							
14					8							
15		3			23							
16					6							
17		152			8							
18					10							
19		2			5							
20		1			3							
21		133			3							
22					7							
23		4			4							
24		1			3							
25		166			70							
26		1										
27		5										
28		7										
29		137										
30		1										
31		5										
32		2										
33		149	2									
34		2										
35		4										
36		3										
37		78		2								
38		3										
39		44										
40		1										
41		75	2									
42		4										
43		53	1	1								
44		1										
45		69	1									
46		4										
47		65	1	1								
48		1										
49		51	3	6								
50		2	2	2								
51		62		2								
52				2								
53		49	4	7								
54		3										
55		62	2	6								
56		1	1	1								
57		50	3	10								
58		2		4								
59		80	6	7								
60		3	1	2								
61		23	6	10								
62		6		6								
63		96	6	5								
64		5	2	9								
65		41	13	11								
66		7	1	24								
67		63	3	13								
68		3	1	17								
69		33	8	11								
70		4	1	18								
71		69	5	13								
72		2		10								
73		35	7	5								
74		4		28								
75		77	4	6								
76		4	3	22								
77		62	4	8								
78		4	1	21								

（注）　各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100%にはならない。

号　　給	市町村立学校教育職					市町村立学校栄養職						
	１級	２級	特２級	３級	４級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
79		45	3	3								
80		3		9								
81		24	9	63								
82		3	2									
83		63	4									
84		2	3									
85		31	2									
86		2	4									
87		41	4									
88		6	2									
89		43	3									
90		7										
91		44	2									
92		1										
93		39										
94		6	5									
95		41	2									
96		7	4									
97		40	4									
98		8	1									
99		41										
100		9	2									
101		45										
102		8	4									
103		39	1									
104		3	4									
105		43	9									
106		6										
107		34										
108		4										
109		42										
110		11										
111		40										
112		11										
113		46										
114		4										
115		39										
116		15										
117		43										
118		9										
119		24										
120		9										
121		45										
122		7										
123		37										
124		22										
125		37										
126		18										
127		32										
128		20										
129		19										
130		15										
131		14										
132		20										
133		15										
134		17										
135		18										
136		16										
137		19										
138		20										
139		11										
140		29										
141		16										
142		25										
143		23										
144		34										
145		30										
146		31										
147		34										
148		51										
149		64										
150		41										
151		48										
152		56										
153		66										
154		56										
155		36										
156		30										
157		84										
計		4,354	168	365	302	x	x	x	x	x	x	x
構成比（%）	0.0	83.9	3.2	7.0	5.8	x	x	x	x	x	x	x

号　給	市　町　村　立　学　校　事　務　職								
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
1									
2			1						
3			1						
4									
5	1	10							
6									
7		2	4						
8		1							
9	4	9							
10									
11									
12		1							
13	9	1	4						
14			1						
15			2						
16									
17	8		7						
18	1								
19		4	4						
20	1								
21	6	1							
22		1	1						
23		1							
24			1						
25	7								
26			1						
27									
28			2						
29	2	1	1						
30			1						
31		1	1						
32				2					
33	9			1					
34		1	1						
35	1	1							
36			2						
37				1					
38			1						
39				3					
40									
41						1			
42			1						
43						1			
44				1		1			
45	1			2		1			
46						1			
47									
48									
49									
50				2					
51				2					
52									
53									
54									
55				1					
56				1					
57				1					
58				3					
59				1					
60									
61									
62			1						
63									
64									
65									
66				1					
67					1				
68									
69				1	2				
70				2					
71									
72					1				
73			1	3	2				
74									
75									

（注）　各給料表の構成比の計は、四捨五入の関係で必ずしも100％にはならない。

号　給	市　町　村　立　学　校　事　務　職								
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級
76									
77			1	1	2				
78									
79			1	1					
80			1						
81				1					
82				2					
83				1	1				
84				2	1				
85	1		1	2	1				
86									
87									
88				2					
89				1					
90				3					
91				2					
92				2					
93	1			20					
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
計	52	35	43	68	11	5			
構成比（%）	24.3	16.4	20.1	31.8	5.1	2.3	0.0	0.0	0.0

号　　給	特　定　任　期　付　職　員
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
計	1

第６表　県職員の給料表別、年齢別人員

給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職（一）	医療職（二）
歳	人	人	人	人	人	人
１８	9	28				
１９	21	26	1			
２０	25	19				
２１	20	28				
２２	94	38	26	3		
２３	107	49	23	5		4
２４	110	47	33	9	1	3
２５	100	45	26	6	3	7
２６	114	56	32	10		6
２７	116	54	36	12	1	7
２８	89	56	39	3	3	6
２９	92	48	51	6	4	10
３０	90	47	54	5	3	3
３１	111	64	53	3	5	3
３２	97	61	51	3	1	3
３３	97	53	50	8	1	5
３４	101	58	38	3	3	7
３５	85	62	35	4	2	8
３６	97	65	62		1	9
３７	82	69	52	1		7
３８	93	57	66	4		6
３９	94	68	62	2		7
４０	83	66	54	3		10
４１	87	49	62	4	1	10
４２	92	49	52			6
４３	86	50	55	2	1	7
４４	84	62	60	2		10
４５	75	58	55	5	1	1
４６	80	64	71	3		3
４７	97	60	71	6		6
４８	96	44	89	3		5
４９	105	49	104	3	1	4
５０	100	35	128	4		7
５１	116	49	88	4	3	5
５２	93	44	127	7		7
５３	135	43	110	4		4
５４	115	19	111	3	1	5
５５	133	25	90	2		2
５６	134	26	117	4		3
５７	131	27	84	8	1	8
５８	119	17	76	7		5
５９	104	23	78	7		7
６０歳以上					2	
計	3,909	1,957	2,472	168	39	216

（令和８年県職員給与等実態調査）

医療職（三）	特定任期付職員	市町村立学校教育職	市町村立学校栄養職	市町村立学校事務職	全職員
人	人	人	人	人	人
				1	38
				2	50
				8	52
				7	55
		130		8	299
2		148		12	350
2		135		10	350
6		171		9	373
6		129		13	366
1		162		1	390
4		129		2	331
3		123		3	340
2		127		4	335
6		110		5	360
5		106		5	332
6		120		3	343
4		110		3	327
8		101			305
2		99		3	338
4		107		3	325
4		112		2	344
6		90		3	332
5		90		1	312
4		80		1	298
6		99		3	307
4		98		4	308
5		106		4	333
7		102		2	306
1		126		4	352
6		135		1	382
2		141		2	382
7		141		4	418
6		141		4	425
2		162		5	434
3		160		5	447
2		185		9	492
1		170		9	434
5		195		11	463
2		191		11	488
4		209		12	484
5		245		8	482
2		204		7	432
					2
150	1	5,189	1	214	14,316

（参考）職員の年齢構成及び平均給与月額・平均年齢の推移

年齢構成

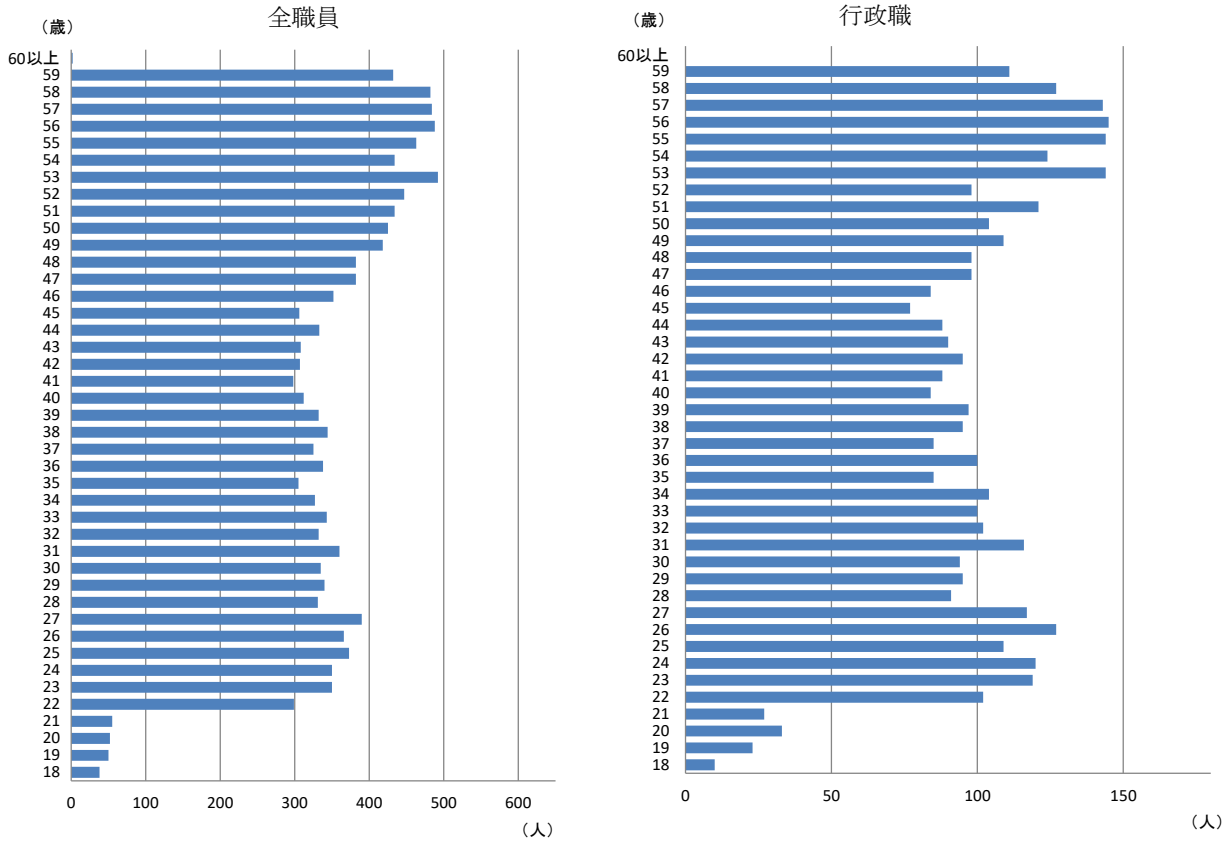

平均給与月額・平均年齢の推移（行政職）

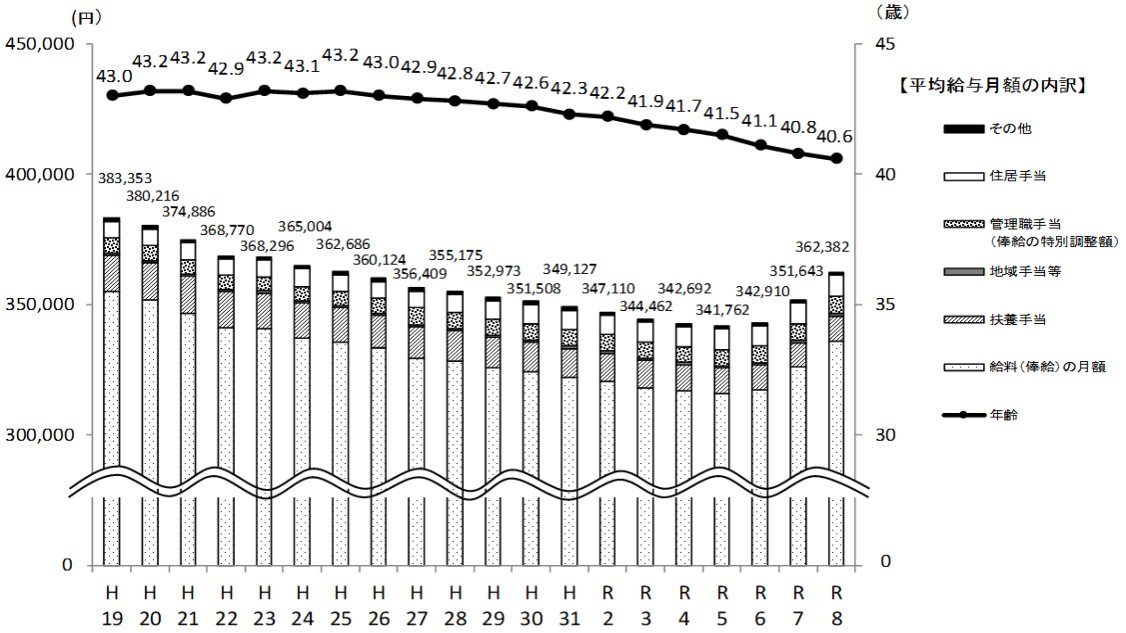

２　民間給与関係資料

令和８年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

１　調査の目的

この調査は、県職員の給与を検討するため、令和８年４月現在における民間給与の実態を調査したものである。

２　調査の内容等

(1) 調査期間

令和８年４月 22 日～６月 16 日

(2) 調査の内容

・　本年４月分の個々の従業員に支払われた給与月額、初任給の状況
・　昨年８月から本年７月までの特別給の支給実績
・　民間企業における給与改定の状況等

なお、調査結果については別表のとおりである。

３　調査機関

本人事委員会、人事院、兵庫県人事委員会、広島県人事委員会、長崎県人事委員会、熊本県人事委員会、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、京都市人事委員会、神戸市人事委員会、岡山市人事委員会、福岡市人事委員会、熊本市人事委員会

４　調査の範囲等

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

①　全産業の企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所
317 事業所

②　調査対象職種
76 種（行政職相当職種 22 種、その他の職種 54 種）

(2) 標本事業所の抽出

上記４の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により９層に層化し、これらの層から 118 事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査が完了した事業所は、第７表のとおりである。

(3) 集計

①　初任給関係
調査実人員　222 人（行政職に相当する調査実人員　213 人）

②　初任給関係以外
総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

	全職種	行政職相当職種
調査実人員	２，７８１人	２，４４０人
調査職種該当者（母集団）の推定数	１０，９８８人	７，０６３人

第７表　産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模 産　　業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満
	事業所	事業所	事業所
産業計	112	44	68
農業、林業 漁業	2	0	2
鉱業、採石業、砂利採取業 建設業	8	2	6
製造業	43	16	27
電気・ガス・熱供給・水道業 情報通信業 運輸業、郵便業	22	7	15
卸売業、小売業	5	3	2
金融業、保険業 不動産業、物品賃貸業	2	2	0
教育、学習支援業 医療、福祉 サービス業	30	14	16

（注）１　上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が２所、調査不能の事業所が４所あった。

２　調査対象事業所 118 所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所２所を除いた 116 所に占める調査完了事業所 112 所の割合（調査完了率）は、96.6％である。

３　「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第８表　職種別、学歴別、企業規模別初任給

職種		学歴	企業規模計	500人以上	100人以上500人未満
			円	円	円
事務・技術関係	新卒事務員	大学院卒	＊ 255,664	x	＊ 248,743
		大学卒	217,532	＊ 214,873	220,842
		短大卒	＊ 206,401	＊ 187,905	＊ 230,533
		高校卒	186,638	＊ 186,527	＊ 186,946
	新卒技術者	大学院卒	x	－	x
		大学卒	＊ 232,817	x	＊ 231,806
		短大卒	＊ 204,161	－	＊ 204,161
		高校卒	199,769	＊ 197,810	202,298
	新卒事務員・技術者計	大学院卒	＊ 247,480	x	＊ 238,493
		大学卒	222,131	＊ 217,349	225,783
		短大卒	＊ 205,240	＊ 187,905	＊ 211,741
		高校卒	194,412	192,471	197,769
その他	新卒船員	海上技術学校卒			
	新卒大学助教	大学卒			
	新卒高等学校教諭	大学卒			
	新卒研究員	大学卒			
	新卒研究補助員	短大卒	x		x
		高校卒	x		x
	準新卒医師	大学卒			
	準新卒薬剤師	大学卒			
	準新卒診療放射線技師	大学卒 養成所卒			
	新卒栄養士	大学卒	x		x
	準新卒看護師	養成所卒	＊ 198,622		＊ 198,622
	準新卒准看護師	看護高校卒	x		x

（注）１　金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
２　「準新卒」とは、令和７年度中に資格免許を取得し、令和８年４月までの間に採用された場合をいう。
なお、医師については、令和５年３月又は令和６年３月に大学卒業後、免許を取得し、２年間の臨床研修を修了した後、令和８年４月までの間に採用された者（令和７年４月採用者を除く）に限っている。
３　「ｘ」は、調査事業所が１事業所の場合である。
４　「＊」は、調査事業所が 10 事業所以下であることを示す。

第９表　企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その１　給与比較の対象職種

１ 規模計

職種名		調査実人員	平均年齢	令和８年４月分平均支給額 きまって支給する給与 ①	うち時間外手当②	(①－②)	備考
		人	歳	円	円	円	
事務・技術関係職種	支店長	3	57.0	689,056		689,056	・構成員５０人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	大学卒	3	57.0	689,056		689,056	
	短大卒						
	高校卒						
	中学卒						
	工場長	7	52.9	813,595		813,595	・構成員５０人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
	大学卒	4	54.7	913,147		913,147	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	2	45.4	531,536		531,536	
	中学卒						
	事務部長	78	53.6	535,564	23	535,541	・２課以上又は構成員２０人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	大学卒	50	53.3	552,951		552,951	
	短大卒	7	53.0	506,443	235	506,208	
	高校卒	21	54.7	499,497	10	499,487	
	中学卒						
	技術部長	57	52.8	644,277	1,643	642,634	
	大学卒	36	53.1	677,535	1,773	675,762	
	短大卒	2	54.1	527,936	24	527,912	
	高校卒	19	52.2	587,140	1,578	585,562	
	中学卒						
	事務部次長	24	50.8	509,343	250	509,093	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・中間職（部長－課長間）
	大学卒	20	50.8	518,042	292	517,750	
	短大卒						
	高校卒	4	50.6	456,297		456,297	
	中学卒						
	技術部次長	7	50.8	565,752		565,752	
	大学卒	3	53.8	565,976		565,976	
	短大卒						
	高校卒	4	48.6	565,582		565,582	
	中学卒						
	事務課長	93	49.0	501,786	3,191	498,595	・２係以上又は構成員１０人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	57	48.0	519,293	2,531	516,762	
	短大卒	2	53.7	452,738		452,738	
	高校卒	33	50.7	468,858	4,753	464,105	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術課長	114	48.7	586,982	12,230	574,752	
	大学卒	56	47.2	611,766	17,052	594,714	
	短大卒	4	50.2	555,884		555,884	
	高校卒	54	50.0	564,188	8,274	555,914	
	中学卒						

（注）「x」は、調査実人員が１人の場合である。（以下本表において同じ。）

職種名		調査実人員	平均年齢	令和８年４月分平均支給額 きまって支給する給与 ①	うち時間外手当②	(①－②)	備考
		人	歳	円	円	円	
事務・技術関係職種	事務課長代理	41	45.8	464,017	33,023	430,994	・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下４人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職（課長－係長間）
	大学卒	18	44.9	437,483	32,445	405,038	
	短大卒	5	42.8	384,448	30,772	353,676	
	高校卒	16	46.8	496,763	38,916	457,847	
	中学卒	2	49.5	557,044	75	556,969	
	技術課長代理	24	44.1	526,257	71,089	455,168	
	大学卒	12	39.8	513,228	77,053	436,175	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	10	50.2	553,922	66,826	487,096	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務係長	215	45.1	383,398	45,355	338,043	・係の長及び係長級専門職
	大学卒	93	43.0	412,611	50,636	361,975	
	短大卒	25	47.4	346,508	35,280	311,228	
	高校卒	92	46.5	358,118	42,408	315,710	
	中学卒	5	49.8	441,376	45,600	395,776	
	技術係長	210	45.3	470,622	73,046	397,576	
	大学卒	80	42.7	460,048	65,350	394,698	
	短大卒	12	46.7	477,624	56,324	421,300	
	高校卒	115	46.8	477,524	80,346	397,178	
	中学卒	3	46.0	429,615	51,081	378,534	
	事務主任	120	41.6	329,729	34,147	295,582	・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職（係長－係員間）
	大学卒	55	39.3	332,177	33,741	298,436	
	短大卒	9	36.5	320,302	43,722	276,580	
	高校卒	54	44.6	326,996	34,207	292,789	
	中学卒	2	48.7	358,450	13,061	345,389	
	技術主任	90	39.9	477,403	72,346	405,057	
	大学卒	26	38.9	453,810	64,638	389,172	
	短大卒	7	33.6	376,881	60,280	316,601	
	高校卒	57	41.0	497,117	76,822	420,295	
	中学卒						
	事務係員	870	38.1	287,480	23,595	263,885	
	大学卒	316	35.8	301,591	25,172	276,419	
	短大卒	124	40.0	280,435	23,946	256,489	
	高校卒	416	39.8	275,722	22,216	253,506	
	中学卒	14	37.8	279,437	14,533	264,904	
	技術係員	486	34.5	349,679	54,932	294,747	
	大学卒	194	34.2	364,677	59,181	305,496	
	短大卒	52	34.4	320,023	34,056	285,967	
	高校卒	239	34.7	342,044	55,311	286,733	
	中学卒	x	x	x	x	x	

２ 規模５００人以上（企業規模５００人以上で、かつ、事業所規模５０人以上の事業所）

職種名		調査実人員	平均年齢	令和８年４月分平均支給額 きまって支給する給与 ①	うち時間外手当②	(①－②)	対応級
		人	歳	円	円	円	
事務・技術関係職種	支店長	3	57.0	689,056		689,056	行政職９級
	大学卒	3	57.0	689,056		689,056	
	短大卒						
	高校卒						
	中学卒						
	工場長	5	54.8	868,295		868,295	
	大学卒	3	56.0	955,477		955,477	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒						
	事務部長	47	54.3	524,218	4	524,214	同上
	大学卒	34	53.9	531,215		531,215	
	短大卒	4	53.3	497,014		497,014	
	高校卒	9	56.3	509,314	20	509,294	
	中学卒						
	技術部長	26	54.4	702,341	908	701,433	
	大学卒	21	54.4	727,458	1,145	726,313	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	4	53.1	661,388		661,388	
	中学卒						
	事務部次長	18	51.0	510,476	309	510,167	同上
	大学卒	17	51.1	513,847	327	513,520	
	短大卒						
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒						
	技術部次長	3	51.0	645,073		645,073	
	大学卒	2	52.0	633,560		633,560	
	短大卒						
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒						
	事務課長	61	49.3	522,167	3,245	518,922	行政職７級、８級
	大学卒	43	48.6	525,003	2,672	522,331	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	16	51.1	514,643	5,259	509,384	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術課長	76	49.3	626,376	15,259	611,117	
	大学卒	40	47.6	641,236	20,066	621,170	
	短大卒	3	50.2	576,716		576,716	
	高校卒	33	51.0	614,337	11,292	603,045	
	中学卒						

職種名		調査実人員	平均年齢	令和８年４月分平均支給額 きまって支給する給与 ①	うち時間外手当②	(①－②)	対応級
		人	歳	円	円	円	
事務・技術関係職種	事務課長代理	33	46.2	464,319	33,621	430,698	行政職５級、６級
	大学卒	14	44.6	413,610	31,710	381,900	
	短大卒	3	45.7	401,706	40,017	361,689	
	高校卒	14	47.3	507,638	39,533	468,105	
	中学卒	2	49.5	557,044	75	556,969	
	技術課長代理	22	44.0	529,209	71,488	457,721	
	大学卒	12	39.8	513,228	77,053	436,175	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	9	50.1	555,232	65,058	490,174	
	中学卒						
	事務係長	105	45.2	401,061	46,693	354,368	行政職３級、４級
	大学卒	49	43.5	438,996	54,509	384,487	
	短大卒	13	46.9	345,685	33,029	312,656	
	高校卒	39	46.6	366,055	40,157	325,898	
	中学卒	4	48.3	440,269	55,068	385,201	
	技術係長	87	46.4	560,269	89,117	471,152	
	大学卒	36	43.5	516,143	77,495	438,648	
	短大卒	7	45.2	512,743	65,810	446,933	
	高校卒	44	48.8	600,650	101,619	499,031	
	中学卒						
	事務主任	50	42.3	340,725	29,124	311,601	行政職２級（一部は３級、４級）
	大学卒	28	40.6	329,816	26,797	303,019	
	短大卒	2	30.0	344,464	50,364	294,100	
	高校卒	18	45.1	355,137	32,809	322,328	
	中学卒	2	48.7	358,450	13,061	345,389	
	技術主任	54	41.6	542,410	87,661	454,749	
	大学卒	17	39.5	489,199	74,907	414,292	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	36	42.7	567,116	92,123	474,993	
	中学卒						
	事務係員	412	37.0	292,792	24,538	268,254	行政職１級
	大学卒	182	35.2	297,776	23,991	273,785	
	短大卒	53	40.4	298,483	29,704	268,779	
	高校卒	168	38.6	283,389	24,016	259,373	
	中学卒	9	35.8	289,650	13,541	276,109	
	技術係員	204	33.8	376,990	68,539	308,451	
	大学卒	87	33.9	386,058	71,639	314,419	
	短大卒	18	34.9	343,447	35,543	307,904	
	高校卒	99	33.5	373,568	71,093	302,475	
	中学卒						

３ 規模１００人以上５００人未満（企業規模１００人以上５００人未満で、かつ、事業所規模５０人以上の事業所）

職種名			調査実人員	平均年齢	令和８年４月分平均支給額 きまって支給する給与 ①	うち時間外手当②	(①－②)	対応級
			人	歳	円	円	円	
事務・技術関係職種	支店長							行政職７級、８級
		大学卒						
		短大卒						
		高校卒						
		中学卒						
	工場長		2	47.0	652,562		652,562	
		大学卒	x	x	x	x	x	
		短大卒						
		高校卒	x	x	x	x	x	
		中学卒						
	事務部長		31	52.1	559,711	63	559,648	同上
		大学卒	16	51.4	616,549	2	616,547	
		短大卒	3	52.2	525,371	706	524,665	
		高校卒	12	53.0	489,137		489,137	
		中学卒						
	技術部長		31	51.1	575,802	2,511	573,291	
		大学卒	15	50.5	584,176	2,946	581,230	
		短大卒	x	x	x	x	x	
		高校卒	15	51.8	557,353	2,211	555,142	
		中学卒						
	事務部次長		6	49.8	504,501		504,501	同上
		大学卒	3	48.7	552,252		552,252	
		短大卒						
		高校卒	3	50.9	457,709		457,709	
		中学卒						
	技術部次長		4	50.7	501,437		501,437	
		大学卒	x	x	x	x	x	
		短大卒						
		高校卒	3	48.5	529,220		529,220	
		中学卒						
	事務課長		32	48.3	446,761	3,047	443,714	行政職５級、６級
		大学卒	14	45.2	493,505	1,891	491,614	
		短大卒	x	x	x	x	x	
		高校卒	17	50.2	410,579	4,109	406,470	
		中学卒						
	技術課長		38	46.9	479,239	3,943	475,296	
		大学卒	16	46.0	517,310	7,391	509,919	
		短大卒	x	x	x	x	x	
		高校卒	21	47.6	449,824	1,390	448,434	
		中学卒						

職種名		調査実人員	平均年齢	令和８年４月分平均支給額 きまって支給する給与 ①	うち時間外手当②	(①－②)	対応級
		人	歳	円	円	円	
事務・技術関係職種	事務課長代理	8	43.0	462,217	29,468	432,749	行政職４級
	大学卒	4	46.3	554,542	36,047	518,495	
	短大卒	2	36.6	347,630	11,050	336,580	
	高校卒	2	42.3	394,023	33,082	360,941	
	中学卒						
	技術課長代理	2	48.1	464,584	62,753	401,831	
	大学卒						
	短大卒						
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務係長	110	45.0	360,303	43,605	316,698	行政職３級
	大学卒	44	42.3	373,122	44,838	328,284	
	短大卒	12	48.1	347,679	38,480	309,199	
	高校卒	53	46.4	349,922	44,733	305,189	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術係長	123	44.3	387,631	58,168	329,463	
	大学卒	44	41.9	401,843	52,749	349,094	
	短大卒	5	50.3	398,589	34,976	363,613	
	高校卒	71	45.2	377,150	63,004	314,146	
	中学卒	3	46.0	429,615	51,081	378,534	
	事務主任	70	41.0	318,723	39,174	279,549	行政職２級（一部は３級）
	大学卒	27	37.4	335,519	43,571	291,948	
	短大卒	7	38.5	312,630	41,613	271,017	
	高校卒	36	44.3	306,672	35,217	271,455	
	中学卒						
	技術主任	36	36.1	329,831	37,580	292,251	
	大学卒	9	37.1	353,707	35,590	318,117	
	短大卒	6	33.3	356,294	44,368	311,926	
	高校卒	21	36.5	312,385	36,441	275,944	
	中学卒						
	事務係員	458	39.8	278,676	22,033	256,643	行政職１級
	大学卒	134	37.7	312,766	28,632	284,134	
	短大卒	71	39.4	255,739	16,068	239,671	
	高校卒	248	41.0	267,730	20,341	247,389	
	中学卒	5	43.2	251,318	17,263	234,055	
	技術係員	282	35.3	318,163	39,230	278,933	
	大学卒	107	34.7	334,532	41,618	292,914	
	短大卒	34	33.9	303,216	32,989	270,227	
	高校卒	140	36.0	308,121	38,328	269,793	
	中学卒	x	x	x	x	x	

その２　給与比較の対象外職種

規模計

職種名		調査実人員	平均年齢	令和８年４月分平均支給額 きまって支給する給与 ①	うち時間外手当②	(①－②)	備考
		人	歳	円	円	円	
技能・労務関係職種	電話交換手						・業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。 ・電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。
	自家用乗用自動車運転手	x	x	x	x	x	
	守衛						
	用務員						
教育関係職種	大学学部長	6	64.3	699,852		699,852	
	大学教授	14	55.1	602,630		602,630	
	大学准教授	16	50.1	505,764		505,764	
	大学講師	11	43.6	455,790		455,790	
	大学助教						
	大学助手						
	高等学校校長						
	高等学校教頭						
	高等学校教諭						
研究関係職種	研究所長						・構成員５０人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） ・２室(係)以上又は構成員７人以上の部(課)の長 ・構成員３人以上の室(係)の長 ・下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。）
	研究部（課）長	x	x	x	x	x	
	研究室（係）長	2	51.5	476,300		476,300	
	主任研究員						
	研究員	13	35.2	326,387	21,965	304,422	
	研究補助員						
医療関係職種	病院長						・部下に医師又は歯科医師５人以上 ・上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 ・部下に医師又は歯科医師１人以上
	副院長	x	x	x	x	x	
	医科長	x	x	x	x	x	
	医師	6	47.8	1,604,885	86,667	1,518,218	
	歯科医師						
	薬局長	x	x	x	x	x	・部下に薬剤師２人以上
	薬剤師	11	45.5	451,117	17,573	433,544	
	診療放射線技師	26	40.5	355,482	9,583	345,899	
	臨床検査技師	16	47.3	305,502	2,344	303,158	
	栄養士	11	33.6	261,073	9,523	251,550	
	理学療法士	35	38.0	331,607	3,476	328,131	
	作業療法士	19	35.1	298,131	577	297,554	
	総看護師長						・部下に看護師長５人以上 ・部下に看護師又は准看護師５人以上
	看護師長	9	52.7	428,413	987	427,426	
	看護師	103	43.7	335,699	9,607	326,092	
	准看護師	39	46.6	292,544	11,665	280,879	

第１０表　民間における初任給の改定状況

学歴	項目 / 企業規模	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
		%	%	%	%	%
大学卒	規　模　計	19.5	(68.7)	(31.3)	(0.0)	80.5
	500人以上	19.3	(56.7)	(43.3)	(0.0)	80.7
	100人以上500人未満	19.6	(75.4)	(24.6)	(0.0)	80.4
高校卒	規　模　計	22.0	(77.5)	(22.5)	(0.0)	78.0
	500人以上	28.3	(77.3)	(22.7)	(0.0)	71.7
	100人以上500人未満	18.4	(77.7)	(22.3)	(0.0)	81.6

（注）１　新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
　　２　（　）内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第１１表　民間におけるベース改定の実施状況

役職段階	項目 / 企業規模	ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
		%	%	%	%
係　員	規　模　計	69.7	0.0	0.0	30.3
	500人以上	83.5	0.0	0.0	16.5
	100人以上500人未満	61.7	0.0	0.0	38.3
課長級	規　模　計	67.3	0.0	0.0	32.7
	500人以上	78.1	0.0	0.0	21.9
	100人以上500人未満	61.2	0.0	0.0	38.8

（注）　ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を 100 とした割合である。

第１２表　民間における定期昇給の実施状況

役職段階 ＼ 項目 ＼ 企業規模		定期昇給制度あり	定期昇給実施	増額	減額	変化なし	定期昇給中止	定期昇給制度なし
		%	%	%	%	%	%	%
係　員	規　模　計	86.2	86.2	29.2	5.6	51.4	0.0	13.8
	500人以上	97.6	97.6	38.9	9.4	49.3	0.0	2.4
	100人以上 500人未満	78.8	78.8	22.9	3.1	52.7	0.0	21.2
課長級	規　模　計	81.9	81.2	28.4	3.8	49.0	0.8	18.1
	500人以上	89.8	89.8	38.3	4.8	46.7	0.0	10.2
	100人以上 500人未満	77.0	75.7	22.1	3.2	50.5	1.2	23.0

（注）　定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を 100 とした割合である。

なお、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

第１３表　民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	53.4%
支給しない	46.6%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

備考　　県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、28,000 円である。

第１４表　民間における転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い手当等を支給する	支給方法		転勤に伴い手当等を支給しない
	一時金	一時金以外	
%	%	%	%
90.1	81.1	47.2	9.9

（注）　1　手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
　　2　支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を 100 とした割合である（複数回答）。

第１５表　転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用を支給する	年間支給回数							帰宅費用を支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	その他	平均	
%	%	%	%	%	%	%	回	%
78.9	(19.2)	(48.3)	(10.3)	(12.1)	(2.1)	(8.0)	12.5	21.1

（注）　1　帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を 100 とした割合である。
　　2　年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（　）内は当該事業所を 100 とした割合である。
　　なお、その他は、回数を規定していない又は回数非公表の事業所である。

第１６表　民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 / 企業規模	係　員		課　長　級		部　長　級　（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	%	%	%	%	%	%
規模計	67.2	32.8	65.0	35.0	64.7	35.3
500人以上	66.5	33.5	65.5	34.5	62.1	37.9
100人以上500人未満	67.5	32.5	64.7	35.3	66.3	33.7

第１７表　民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
98.9%	66.8%	32.0%	1.1%

（注）　定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。
なお、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

第１８表　定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

項目／区分	給与減額あり		給与減額なし
		６０歳で減額	
	%	%	%
課長級	69.2	＊37.2	30.8
非管理職	49.2	＊24.1	50.8

（注）　1　一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。
2　「＊」は、調査事業所が 10 事業所以下であることを示す。

第１９表　定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
%	%
＊76.0	＊77.6

（注）　1　標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。
2　「＊」は、調査事業所が 10 事業所以下であることを示す。

３　生計費及び物価指数

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、勤労者世帯のうち、１人世帯及び夫婦のみ又は夫婦とその子のみで構成される複数人世帯（有業人員１人の２～５人世帯）について、令和８年４月の標準生計費を算定した。

標準生計費は、次の５つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食　料　費…食料
住居関係費…住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費…被服及び履物
雑　費　Ⅰ…保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑　費　Ⅱ…その他の消費支出
（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

第２０表　宮崎市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和８年４月）

費目＼世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	25,910	46,430	57,450	68,460	79,480
住居関係費	27,430	35,540	30,650	25,760	20,870
被服・履物費	5,470	6,050	8,450	10,850	13,250
雑費Ⅰ	25,050	31,370	43,470	55,580	67,680
雑費Ⅱ	11,420	22,020	25,740	29,460	33,190
計	95,280	141,410	165,760	190,110	214,470

第２１表　物価指数

項　目 ＼ 年度・年月	① 消費者物価指数		② 国内企業物価指数
	全　国	宮 崎 市	
	前年度比・前年同月比（%）	前年度比・前年同月比（%）	前年度比・前年同月比（%）
令和６年度	3.0	3.8	3.3
令和７年度	2.6	3.0	2.7
令和７年１月	4.0	4.8	4.2
２月	3.7	4.6	4.3
３月	3.6	4.4	4.3
４月	3.6	4.0	3.9
５月	3.5	3.9	3.1
６月	3.3	3.7	2.8
７月	3.1	3.4	2.5
８月	2.7	3.3	2.6
９月	2.9	3.7	2.8
10 月	3.0	3.5	2.7
11 月	2.9	3.4	2.7
12 月	2.1	2.1	2.4
令和８年１月	1.5	1.5	2.4
２月	1.3	1.5	2.1
３月	1.5	1.8	2.9
４月	1.4	1.0	5.4
資 料 出 所	総務省統計局	県統計調査課	日本銀行

（注）①、②は令和２年基準である。